

トラスト 60(2009.12.20)

相続等の財産無償移転に対する課税のタイミング(と財産の場所)について

立教大学 浅妻章如

1. 序	2
1.1. 本稿の目的	2
1.1.1. 相続等の財産無償移転に対する課税	2
1.1.2. 課税のタイミング	3
1.2. 本稿の構成	3
2. 相続課税等と所得課税との関係	3
2.1. 現行法のベースラインとしての二重課税	3
2.2. 相続・贈与課税と譲渡所得課税	4
2.2.1. 限定承認と単純承認: みなし譲渡課税の有無	4
2.2.2. 包括的所得概念に照らして相続・受贈を所得に含める場合	5
2.2.3. 過大・過小な課税を防ぐための対処方法	6
2.3. 年金受給権と年金: 相続課税と雑所得課税	7
2.3.1. 福岡高判平成 19 年 10 月 25 日	7
2.3.2. 含み益に類似する問題: 保険料と保険金との差額	9
2.3.3. 将来利益の割引現在価値をめぐる課税問題	10
2.3.4. 保険差額利益課税と将来利益(の割引現在価値)課税の複合	12
2.4. ホームラン・ボール: 一時所得課税と譲渡所得課税	15
2.4.1. 拾った年度の一時所得課税と次年度に売った際の譲渡所得課税	15
2.4.2. 現金を拾った場合との比較: 税額控除方式と取得費調整その2	17
2.4.3. 金銭の時間的価値部分に限定されない二重課税?	19
2.4.4. 現金を落とした者とホームラン・ボールの所有権を手放した者	22
2.5. 小括	24
3. 所得概念の整理	25
3.1. 金銭の時間的価値に対する課税	25
3.2. 贈与等(無償移転)に対する課税	25
3.3. マトリックス	26
3.4. 包括的所得概念の論拠	26
3.5. 包括的所得概念への批判と理想論	27
4. 遺産動機と被相続人に対する課税	28
4.1. 四つの遺産動機	28
4.1.1. 第一: 偶発的遺産動機	28
4.1.2. 第二: 交換的遺産動機	29
4.1.3. 第三: 贈与の喜び	29
4.1.4. 第四: 利他的遺産動機	30
4.2. 消費と自発的移転との区別	32
4.2.1. 仕事と趣味との区別	32
4.2.2. 消費に自発的移転を含むか否か: 公平・効率性の観点	33
4.2.3. 効率性の観点1: 時間・人的資本等の資源配分の中立性	34
4.2.4. 効率性の観点2: 消費者の選択に係る中立性	35
4.2.5. 公正さ: 恣意性の小ささ	36
4.3. 小括	37
5. 相続人に対する課税	38

5.1. 遺産を受け取る人と受け取らない人の消費の比較	38
5.1.1. 遺産消費以外の追加的な消費	38
5.1.2. 遺産と才能との比較	39
5.1.3. 財産による帰属所得と余暇の帰属所得	40
5.2. 便法としての相続課税	41
5.2.1. 相続課税のタイミング	41
5.2.2. 相続課税の税率構造	42
5.2.3. 相続課税の課税権の国際的配分	43
5.3. 機会平等・格差是正の観点	44
6. まとめ	44

1. 序

1.1. 本稿の目的

本稿の目的は、(1)相続等の財産無償移転¹に対して課税することの正当化可能性と限定可能性について、(2)課税するとした場合の本来あるべき課税のタイミングについて、考察することである²。

1.1.1. 相続等の財産無償移転に対する課税

相続等をめぐる課税の理想論は、一方で【被相続人の手許で所得は課税済みなので、相続人に移転したということだけで再度課税するべきではない】などの相続税 0%論が考えられ、他方で【機会平等のために不平等の根源を絶つべきである】などの相続税 100%論も考えられる。要するに極論に振れがちである。本稿は、現実(相続に課税すれば資本が逃げていく、等)による制約を一定程度無視した理想論を志向しているが、理想論であっても極論ではない落とし所があるのではないかと考えている。

これまで、相続課税等³と所得課税との関係についての議論の主たる検討対象は、相続課税等と譲渡益課税との関係(主に所得税法 59 条、60 条関連)についてであったといっても過言でなかろう⁴。その他に、相続課税と雑所得課税との関係や、財産無償移転に対する一時所得課税と譲渡所得課税との関係についても問題もある。それらの問題の中には、包括的所得概念が徹底されていないが故に生ずる問題もある一方、包括的所得概念を徹底しても尚生ずる問題もあると思われる。フローとストックの二重計上をしてしまう包括的所得概念よりもフローに純化する消費型所得概念を前提とする方が、議論の整理には適していると考えられるため、本稿は(4 章以降は)消費型所得概念を前提としている。

消費型所得概念から素直に演繹すれば、相続等の財産無償移転に対して課税すべきではなく相続人等が消費する時点まで課税を待つべきである、と考えることになろう(被相続人から見て遺産が消費型所得に含められるかは一概には決まらないが、場合によっては結果として相続税 0%論に近づく)。しかし、相続財産等で暮らしている者と汗水流して働いて暮らしている者とを比べて、消費額が同じであるならば同じ税負担とすべき、という主張があるとするれば、人々の素朴な租税公

1 相続・贈与が中心であるが、時効取得や無主物先占などの場面を考察することもある。

2 (3)課税するとした場合の課税対象の財産の場所(ある国の課税の物的範囲をどのように画すべきか)について、も考察したいと思っていたが、本稿 5.2.3 で僅かに触れるにとどまった。将来の宿題としたい。

3 本稿で【相続課税等】というときは、相続税・贈与税の他に無償で財産を取得した場合の一時所得課税も含めるものとする。

4 参照:中里実「みなし譲渡と時価主義」日税研論集 50 号 109 頁(2002)、渋谷雅弘「相続・贈与と譲渡所得課税」日税研論集 50 号 162 頁、水野____、増井____(59 条 60 条)等。

平感⁵に照らして納得されにくいと予想される。こうした租税公平感が何に由来するのかを考察しつつ、相続等の財産無償移転に対する課税の正当化可能性について考察することが、本稿の主たる目的である。

簡潔に予告すれば、相続財産のある人とない人の豊かさの違い(のうち財産消費額の多寡には反映されない違い)は余暇の違いにあると考えられる。余暇を増やせる要因として相続財産の他に典型的には才能もある。才能による豊かさ(のうち財産消費額には反映しない余暇の増大)には課税していない一方で、相続財産については課税してよいと人々が感じるかどうか⁵が鍵であると考えられる。

1.1.2. 課税のタイミング

仮に、余暇の増大を理由として相続等の財産無償移転に対する課税が或る程度正当化されるならば、その本来の課税のタイミングは財産移転時とはいえないのではないかという疑問が浮かぶ。本来の課税のタイミングは、相続財産等のある人がない人よりも余暇を享受する時点であるべきところ、財産移転時に課税することはあくまで便法という位置付けになろう。

これは、譲渡所得に対する課税のタイミングや配当に対する課税のタイミングなど、様々な課税時期の問題と共通する要素を持つ問題であると考えられる。

1.2. 本稿の構成

第2章で、相続課税等と所得課税等との関係を巡って生ずる幾つかの問題に触れる。両課税の調整が上手くいかないことのそもそもの根源の一つとして包括的所得概念の構造に原因があると思われる。

第3章で、所得概念を確認的に整理する。包括的所得概念の論拠とそれに対する批判を整理する。そこから、消費のみに対する累進税制を本稿で検討する理想論の前提とする。

第4章で、被相続人等について、第5章で相続人等について、考察する。被相続人については、遺産動機がどうであるかによって最適な課税が変わってくるが、相続人については消費型所得概念を前提としても相続財産に対し所得税率より若干低めの税率で(即ち0%でも100%でもなく)課税することが(全ての場合ではないが)多くの場合正当化されると思われる。

本稿では人物に敬称・職名を付さない。本稿では「」を引用のために、【】を区切りの明確化のために用いる。

2. 相続課税等と所得課税との関係

2.1. 現行法のベースラインとしての二重課税

日本の租税法体系では、相続・贈与課税と所得課税とは別々の課税として設計されている。所得税率・相続税率がともに40%である場合を念頭に置くと、被相続人が1000の賃金を得た時点で400の所得税が課される。残りの600が全て遺産となるとすると、相続人(考察の便宜のため本稿では特に断りのない限り相続人や受贈者は一人であると想定する)が600の相続財産を受け取った時点で240の相続税が課され、相続人が消費できるのは360だけである。この態様の二重課税が相続・贈与課税と所得課税との関係についての現行法のベースラインといえる。

なお、二重課税といっても、被相続人の税引前所得(1000)が相続人に対する相続税の課税における課税標準となるのではなく、被相続人の所得税額は相続人等に対する相続課税等の課税標準から控除されている(即ち課税標準は600であるにとどまる)。これは、国際的二重課税問題における外国税額損金算入方式(deduction method)に類似した発想が、相続・贈与課税と所得

⁵ 素朴な租税公平感によればむしろ包括的所得概念が支持されやすいのではないか、という疑問があるかもしれないが、後述のように素朴な租税公平感が包括的所得概念に基づく課税を支持するとは私には思えない。

課税との関係についての現行法のベースラインであるといえる。

相続・贈与課税と所得課税との関係をめぐり、過大・過小な課税がなされていると人々が憤ることがあるが、過大・過小な課税と称されるものが不当な課税であるかどうかを検証するに際して、参照基準としてのベースライン⁶が定まっていないうらみがこれまでであったと私は思う。本章では、前記のような意味で外国税額損金算入方式に類似する二重課税を【現行法のベースライン】と呼ぶこととする。なお、この意味での現行法のベースラインは本章における参照基準としてのベースラインとしての意味を持つにとどまり、本稿全体においても参照基準としてのベースラインとしようと考えている訳ではない、ということも合わせて予告しておく。

2.2. 相続・贈与課税と譲渡所得課税

2.2.1. 限定承認と単純承認：みなし譲渡課税の有無

相続・贈与課税と所得課税の二重課税に対する批判の典型として、限定承認に係る相続の際に生じる譲渡所得課税と相続課税が挙げられる(所得税法 59 条：みなし譲渡課税)。

例1 被相続人が 100 で買った土地が死亡時に 1000 に値上がりしている。相続人が限定承認を選択すると、所得税法 59 条(みなし譲渡)により 900 の含み益が実現したものとして所得税が課され、更に相続財産を受け取ることにについて相続税が課される。所得税率・相続税率ともに 40% であるとする、900 の含み益について 360 の所得税負担が発生し、相続人が 360 の債務と 1000 の財産を受け取ったということで $640 \times 0.4 = 256$ の相続税負担が発生する。合計して $360 + 256 = 616$ の租税負担が発生する。

例2 単純承認の場合、みなし譲渡課税は発動せず、400 の相続税負担が発生するだけである。

例1と例2を比べて、例1において不当に過大な課税がなされていると感じられることがある。しかし例1の比較対象として前節の【現行法のベースライン】を想起すれば、現行法のベースラインに沿った数値例として次の例3が考えられる。

例3 被相続人が元々 100 の資産(含み益なし)を持っていたところで、新たに賃金 900 を得て、そしてすぐに死亡したとする。被相続人に 900 の所得ありとして 360 の所得税負担が発生し、相続人が 360 の債務と 1000 の財産を受け取ったということで 256 の相続税負担が発生する。被相続人・相続人の租税負担の合計は $360 + 256 = 616$ である。

例1と例3を比べれば、例1は不当に過大な課税をしているものと評されない。むしろ例2が不当に過小な課税をしていると評しうる。

被相続人の所有時に発生した譲渡益に対する課税と、相続人の受益に対する課税は別々の課税であるという建前からすれば、相続という一つのタイミングで二つの課税がなされることは仕方ない、と考えられよう。そして、包括的所得概念の理想に照らせば(但し実現主義を前提とする)、限定承認に係る相続に限らず、例2の単純承認に係る相続であっても、譲渡所得課税と相続課税を同時に行うべきということになるし、実際かつてはそういう制度であった。

ところで、例2は不当に過小な課税をしていると評しうると前述したが、状況次第では寧ろ単純承認の場合に不当に過大な課税が発生しうる。

例4 被相続人が 100 で買った土地が死亡時に 1000 に値上がりしている。相続人が単純承認を選択すると、みなし譲渡課税は発動せず、400 の相続税負担が発生するのみである。相続人が当該土地を第三者に 1000 で売却すると、所得税法 60 条により土地の取得費 100 を引き継ぐので、900 の譲渡益が発生したものとして、360 の所得税負担が発生する(なお、当然ながら、例1の相続人が 1000 で土地を売却した場合、相続人にとっての土地の取得費は 1000 に上げられているので譲渡所得は発生しない)。例1・例3の合計租税負担($360 + 256 = 616$)と比べ、例4の合計租税負担は 760 であり過大といえる。

⁶ 白石忠志『____』__頁にいうところの「ものさし」と言い換えてもよい。

例5 例4に関し、租税特別措置法 39 条が一定の要件(例えば相続後3年以内の譲渡である等)の下で救済している。400 の相続税負担を土地の取得費に加算するので、第三者に当該土地を 1000 で売却した場合の譲渡所得は 900 ではなく 500 となり、所得税負担は 360 でなく 200 に減る。⁷

しかし租税特別措置法 39 条の救済規定は前述の通り一定の要件の下でのみ効果を持つものであり、この要件を満たさない場合、例4のように不当に過大な課税がなされる可能性が残っている。例1のようなみなし譲渡課税は嫌われがちであるが(単純承認に係る相続についてみなし譲渡課税が廃止された経緯に照らして)、みなし譲渡課税は相続・贈与課税と所得課税との調整問題の発生を未然に防ぐものといえる。寧ろ例4のようにみなし譲渡課税がない場合の方が相続・贈与課税と所得課税との調整問題を引き起こす。そしてこちらの方が租税法の関心の的であった。

2.2.2. 包括的所得概念に照らして相続・受贈を所得に含める場合

ところで、包括的所得概念の理想に照らすと、現行法のベースラインの妥当性に疑問が浮かぶかもしれない。相続・贈与以外の形態で財産を無償取得することもありえ、所得税が課されることもあるところ、それでも相続・贈与課税と所得課税とは別々の課税であるという前提は妥当なものであろうかという疑問である。この疑問を検討するために、相続・受贈も包括的所得概念にいうところの所得に含められるという税制を仮想しよう。

あらゆる純資産増加(+消費)を課税所得に含めるという発想から素直に演繹すれば、所得分類は不要とされ、譲渡所得を相続・受贈による純資産増加と別立てで計算する必要はなくなろう。譲渡所得計算が不要となれば、被相続人が持っていた財産の取得費等の属性を相続人が引き継ぐこともなくなると考えられる。含み益のある財産が相続される場合、時価主義を前提とすると次のような数値例になろう。

例6 被相続人が 100 で購入した土地が死亡時まで 1000 に値上がりしている。被相続人には累計で 900 の所得が生じ累計で 360 の所得税負担が課せられている⁸。被相続人が 360 を借

⁷ 例5の合計租税負担は $400 + 200 = 600$ であり、例1と比べると 16 少ない。被相続人の取得費である 100 について課せられた相続税負担 40 も、相続人の譲渡益の計算に当たって取得費に加算されているため、相続人の譲渡益が 40 少なく算出される。616 と 600 との差は一見小さく思えるが、被相続人の土地の購入価格が 100 より大きい場合、例えば被相続人が 500 で土地を購入していた例を想起すると、次のようになろう。相続時にみなし譲渡課税が発動する場合、被相続人の含み益 500 について 200 の租税負担が発生し、相続人は 1000 の土地と 200 の租税債務を引き継ぎ、合計 800 の相続財産について 320 の租税負担が発生する。合計租税負担は 520 である。他方、相続時にみなし譲渡課税が発動しない場合、相続人に 400 の相続税負担が生じ、これが土地の取得費に加算されるとすると、相続人が当該土地を第三者に 1000 で売却した際の取得費は 900 であり譲渡所得は 100 となり所得税負担は 40 となる。合計租税負担は 440 であり、みなし譲渡課税が発動する場合と比べて 80 も租税負担が異なることになってしまう。例5では被相続人の取得費 100 に関連してみなし譲渡課税の有無により 16 の租税負担の差が生じているが、本註のように被相続人の取得費が 500 である場合のみなし譲渡課税の有無による租税負担の差は 5 倍の 80 となっているということになる。

例5におけるみなし譲渡課税の有無による 16 の租税負担の差を解消するには、みなし譲渡課税がない場合に相続税負担の 400 全てを相続人の取得費に算入するのではなく、相続財産のうち未実現含み益の部分に対応する租税負担であるところの 360 のみを相続人の取得費に算入するとする措置を講じるべきである、ということになる。しかしこれはかなり煩瑣である。租税特別措置法 39 条、租税特別措置法施行令 25 条の 16 参照。

⁸ 考察の便宜のため、第 0 年度初に被相続人が 100 で購入した土地が第 0 年度末には 1000 に値上がりしたとすると、第 0 年度の被相続人の所得は 900 であり所得税は 360 である。

金して納税し、そして死亡したとする。相続人は時価 1000 の土地と 360 の債務を相続することとなるので、相続開始年度初の相続人の純資産が 0 であったとすれば（そしてその年における相続人の消費が 0 であったとすれば）、相続人の相続開始年度の所得は 640 であり所得税額は 256 である。なお、相続人が相続開始と同時に当該土地を第三者に 1000 で売却したとしても、相続人の相続開始年度の所得は 640 であり所得税は 256 である。被相続人と相続人の所得税負担の合計は $360 + 256 = 616$ である。⁹

例6の租税負担合計は例1・例3のそれと同じである。例6と例1とを見比べると、包括的所得概念に忠実な課税をした場合と比べて、相続・受贈を譲渡所得等と別扱いし相続・贈与課税と所得課税とを別々の課税とすることが、租税負担合計を増やしている訳ではない、ということが分かる（後で検討することの予告になるが、相続・受贈という出来事に関連して租税負担が過大になっていると感じられるとすれば、相続・贈与課税と所得課税とを別々の課税とすることにその原因があるのではなく、被相続人と相続人とを別々の納税主体とし相続財産額を被相続人の課税所得計算における必要経費に算入しないことにその根本的な原因がある、と思われる）。例1は、現行法のベースラインに沿っているだけでなく、包括的所得概念の理想にも沿っていることが分かる。

そうすると、現行法のベースラインと比べても包括的所得概念の理想と比べても、例2は過小な課税であり、例4は過大な課税であると整理できる。

2.2.3. 過大・過小な課税を防ぐための対処方法

（例2の過小課税問題はとりあえず措くとして¹⁰）例4のようにみなし譲渡課税がなされない場合の不当に過大な課税が起きることを防ぐ方法としては、大まかに言って二通りの方法が考えられてきた。

第一は、例5の租税特別措置法 39 条のように、先に生じた税額を次の課税における課税標準から控除する外国税額損金算入類似の対処方法である。例5では先に相続課税が起き、次に譲渡所得課税が起きるという順番であるが、例1は、先に譲渡所得課税が起き、次に相続課税が起きるという順番の下で、租税特別措置法 39 条と同様に外国税額損金算入類似¹¹の対処をしている、と理解することもできる。

第二は、将来の租税負担の発生を見込んで現在の課税における課税標準の評価を下げるという債務控除（相続税法 13・14 条）類似の対処方法である。例4に即した数値例を考えると以下のようになる。

例7 相続人が 1000 の土地を相続したが、相続人が当該土地を売れば 900 の譲渡所得が発生し 360 の所得税負担が発生すると見込まれるので、1000 の積極財産と 360 の未発生債務を合わせて相続税の課税標準は 640 であるとする。相続時点では $640 \times 0.4 = 256$ の相続税負担が発生するととどまる。将来当該土地を売った時点で 360 の所得税負担が発生する。合計租税負担は 616 である。

例5における合計租税負担が 600 であるのに対して例7の合計租税負担は 616 であるから、完璧な将来税額予測を前提とすることが許されるのであれば、例5より例7の方が現行法のベースラインに近い、と評しうるかもしれない。しかし、（相続時から土地譲渡時までの地価の変化を度外視

⁹ 実現主義を前提とし死亡は実現のタイミングではないとすると、次のようになると考えられる。被相続人が 100 で購入した土地が相続時に 1000 に値上がりしていても、被相続人に所得税の負担は生じない。相続人は時価 1000 の土地のみを相続し債務がないので、相続による相続人の所得は 1000 であり、所得税は 400 である。被相続人と相続人の所得税負担の合計も 400 である。これは、過小な課税結果であると考えられる。

¹⁰ 例2についても例1と同様のみなし譲渡課税をすれば、現行法のベースラインにも包括的所得概念の理想にも沿ったものとなることは、自明である。

¹¹ 但し例5と例1とでは数値がズレる。

するにしても¹²⁾所得税制の変更可能性を視野に入れれば(仮に所得税制が変更されないとしても、長期・短期の譲渡所得の区別を視野に入れれば¹³⁾、相続時点で将来の租税負担を見込むこの第二の対処方法は難度が高いと考えられる。

従来論じられてきた対処方法は上の二通りである。この他に私は別稿(註 35)で税額控除類似の方法を検討したことがあるが、その再検討は**エラー! 参照元が見つかりません**。で行なう。

2.3. 年金受給権と年金:相続課税と雑所得課税

2.3.1. 福岡高判平成 19 年 10 月 25 日

福岡高判平成 19 年 10 月 25 日訟月 54 卷9号 2090 頁(未確定)・原審長崎地判平成 18 年 11 月 7 日訟月 54 卷9号 2110 頁が興味深い問題を提起している¹⁴⁾。

事実関係として、本稿の検討と関連する年金受給権と年金との関係に絞って紹介する。被相続人Aが保険料の支払をしていた。Aの死亡(平成 14 年 10 月 28 日)により、相続人X(Aの妻)は年金払生活保障特約年金(以下「年金」として、平成 14 年から平成 23 年まで毎年 10 月 28 日に 230 万円ずつ受け取る権利(以下「本件年金受給権」。要するに 230 万円×10)を取得した¹⁵⁾。相続課税に際し、本件年金受給権総額 2300 万円に 0.6(相続税法 24 条1項1号)を乗じた 1380 万円が課税対象に含まれている。所得課税に際し、C税務署長は平成 14 年分の年金 230 万円(以下「本件年金」)から必要経費たる 9 万 2000 円¹⁶⁾を差し引いた 220 万 8000 円を平成 14 年におけるXの雑所得と認定した。

本件の争点は、本件年金が相続税法3条1項1号のみなし相続財産に当たるか否か、所得税法上の所得に当たるか否か、所得税法9条1項15号により非課税とされるか否か、である。年金の一時支払(2300 万円でも 1380 万でもなく、契約により 8.956¹⁷⁾という係数が乗じられ 2059 万 8800

¹²⁾ 例えば、相続人が当該土地を 1200 で売却したとすると、1100 の譲渡益が発生し、440 の所得税負担が発生する。相続時点における 360 の租税負担見込みより 80 多い。しかしこれは問題ないと考えられる。相続人が当該土地を 1000 で売却して 360 の所得税負担が発生した後で別の何らかの事情で 200 の所得を得て 80 の所得税負担が発生することと、違いがないといえるからである。従って、地価の変化による将来税額予測の困難さは(税率が一定であるならば)度外視してよからう。

¹³⁾ 相続直後に土地を第三者に売れば短期譲渡所得とされる一方、何年か待つて長期譲渡所得の扱いを受ければ所得税負担が約半分になる、という場合に、相続時点で将来の所得税負担を予測することには無理がある。

¹⁴⁾ 関連評釈については、拙稿評釈・税研 148 号 77 頁(2009.11)とそこに掲記した先行評釈を参照。

¹⁵⁾ 死亡保険金 4000 万円については割愛する。

¹⁶⁾ 要するに、Aが支払った保険料のうち年金に対応する部分の額。原判決に書かれている式を簡略化すると、{払込保険料額×年金総額/(死亡保険金+年金総額)}×230 万/2300 万={195 万 1291×2300 万/(4000 万+2300 万)}×0.1 となる。但しこの式で計算すると 7 万 1238 円となり、なぜ 9 万 2000 円なのかは不分明。

¹⁷⁾ 年複利計算で一年間の割引率を r とすると、

$$\frac{1}{(1+r)^0} + \frac{1}{(1+r)^1} + \frac{1}{(1+r)^2} + \dots + \frac{1}{(1+r)^9} = \sum_{i=0}^9 \frac{1}{(1+r)^i} = 8.956$$
 の式となる。なお、 i が 1 から始まる式の方が馴染みがあるが、本件では相続開始日(平成 14 年 10 月 28 日)付けで年金を貰い始めているので、 i は 0 から 9 である。

$r = 0.0254$ のとき $\sum_{i=0}^9 \frac{1}{1.0254^i} = 8.956$ となるので、一年間の割引率は 2.54% という計算となる。これは主に保険会社側の事情(投資収益)に基づく数値のようであるが、

円となる)を選択していたならば平成14年の相続課税だけで済むのに、本件のように年金払を選択すると相続課税と所得課税の二重課税がなされるのは所得税法9条1項15号に反するのではないか¹⁸、という問題である。

原審長崎地判平成18年11月7日訟月54巻9号2110頁は、Xの請求を認容した。

「相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、所得税法9条1項15号によって許されない」(2115頁。判決文引用の頁は訟務月報による)。

「年金受給権…に対して相続税を課した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであって、前記所得税法9条1項15号の趣旨によって許されない」(同頁)。

Y・国が控訴した。控訴審で課税庁側が次のような主張をした。原判決への反駁として見事な比喩を用いている。

「例えば、相続により取得した財産が果樹であったような場合…収益還元方式の考え方により…将来…収益(収穫した果実の売却による収入)を、現価…に引き直す…。…果樹には一定の寿命があり…果樹も減価償却資産とされていることに照らすと、当該果樹から得られる収益は、時の経過による当該財産の価値の減少と対応する関係にある…。…果樹が相続税の課税対象となった場合であっても、その後、当該果樹から得られる収益に対し、所得税が課税されることについては異論がない」(2100頁)。

控訴審判決が課税庁の比喩を採用したかは判決文から不分明であるが、控訴審は原判決を取り消し、Xの請求を棄却した。

「この規定[所得税法9条1項15号]における相続により取得したものとみなされるものとは、相続税法3条1項の規定により相続したものとみなされる財産を意味することは明らかである。そして、その趣旨に照らすと、所得税法9条1項15号が、相続ないし相続により取得したものとみなされる財産に基づいて、被相続人の死亡後に相続人に実現する所得に対する課税を許さないとの趣旨を含むものと解することはできない。」(2105頁)

「被相続人の死亡により保険金受取人が取得するものは、保険金という金銭そのものではなく、保険金請求権という権利であるから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」は保険金請求権を意味するものと解される。」(2106頁)

本件の事実によれば、「本件年金受給権は……相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当すると解される。」(同頁)

「本件年金は、本件年金受給権とは法的に異なるものであり、Aの死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当せず、所得税法9条1項15号所定の非課税所得に該当しないと解される。」(同頁)

(Xの二重課税の主張について)「本件年金…は、Xが自ら年金契約等の定期金給付契約を締結して自ら掛金を負担し、年毎に年金等の定期金を受け取る場合と異なるところはなく、いずれについても…所得税の対象となる。そして…Xは…自ら保険料を支払ったものではないのに…本件年金受給権を取得したのであるから、これは、[本件年金]とは別個に、相続税の対象となる。このように考えると、本件年金受給権の取得に相続税を課し、個々の年金の取得に所得税を課するこ

Aと保険会社という独立当事者間で納得されている数値であるので、この年2.54%が当時の市場の実勢としての割引率を表していると考えても大過なからう。

¹⁸ なお、相続税法24条が納税者に不当に有利な割引率を想定しているため、一時払を選択して相続課税が一回だけなされる方が、年金払を選択して相続課税・所得課税の二重課税を受けることよりも常に納税者にとって有利である、とはいいきれない。しかし、概ね(相続税率が所得税率の3倍以上である場合を除き)一時払を選択した方が有利である、とはいえる。

とを、二重に課税するものということはできない」(2108-09 頁、[]は浅妻)

2.3.2. 含み益に類似する問題:保険料と保険金との差額

本件をめぐっては、第一に本稿 2.2 における含み益と類似する問題があり、第二に将来利益の割引現在価値をめぐるとの問題がある。二種類の問題が絡み合っているため、本件の問題の経済的実質を把握することが難しくなっている。そこで、問題を分解し、第一については 2.3.2 で、第二については 2.3.3 以下で検討する。

第一の点に関して、本件における被相続人Aの支払保険料額と保険事故発生による年金(受給権)の価値との差額(以下「保険差額利益」。例えば保険料額を 100 円払ったところで死亡して 1000 円相当の年金受給権が発生した場合の 900 円の差額部分¹⁹⁾)は、第一に本稿 2.2 における含み益と同様に捉えることができる。

本稿 2.2 の例1において、被相続人の手許で生じた含み益に所得税が課せられ、相続財産全体について相続税が課せられている。これが現行法のベースライン(及び包括的所得概念の理想)に沿っているとすれば、本件においては、保険差額利益に所得税が課せられ、年金(受給権)の価値全体について相続税が課せられるという状態が、現行法のベースラインに沿うこととなる。

そして正に本件の控訴審判決(引用した部分の最後)は、保険差額利益に対する所得課税と年金受給権に対する相続課税は別々の課税であるから、(所得税法9条1項 15 号に抵触するような二重課税ではない²⁰⁾、という論理を採っている²¹⁾。

本稿 2.2 の例1～例3においては含み益や賃金に対する所得課税が先行し相続財産全体に対する相続課税が後に続いているのに対し、本件においては年金受給権に対する相続課税が先行し保険差額利益に対する所得課税が後に続いているという順番の違いがある。しかし、本稿 2.2 の例4・例5では相続課税が先行し所得課税が後に続いているので、順番の違いは(被相続人と相続人の税率の違いを無視できるならば)重要でないと考えられる余地もあるかもしれない。

本稿 2.2 の含み益と本件の保険差額利益とを本稿は同視しているが、本当に同視してよいかについて、人によっては見方が変わりうるかもしれない。本稿 2.2 の例1～例5では被相続人の手許で(潜在的に)生じた所得が検討されていたのに対し、本件における保険差額利益は契約条件から被相続人に帰属し得ないものである、という所得帰属者の違いがあるからである。しかし、保険差額利益は被相続人に帰属し得ないという契約条件が、相続課税と所得課税との関係を考察する上で重要であるかという疑問も提起できる。保険差額利益の中身の大部分は、保険事故が発生せず保険料を払いすぎた人からの移転である。これは、賭け事の勝ちと類似する(賭け事の敗者から勝者への移転と類似する)。被相続人が賭け事をして利益を得たら所得税が課され、相続時に相続税が課されることと比較すれば、本件において年金受給額に対する相続課税と保険差額利益に対する所得課税が存在しても仕方ないと考えられよう。但し、本稿 2.2 の例4におけるのと同様に、相続課税と所得課税との調整がないといううらみは残る。

数値例は次のように考えられる。但し、考察の便宜のため金銭の時間的価値を無視し相続税法 24 条に相当する調整はないと仮定する。

例ア 被相続人が 100 の馬券を買い、賭けに勝って 1000 の払戻金を受け、そして死亡したとする。(一時所得という所得分類を無視すれば)被相続人には 900 の所得が生じ 360 の所得税負担

¹⁹⁾ 所得税法施行令 183 条

²⁰⁾ 判決文は「二重に課税するものということはできない」と表現しているが、相続課税と所得課税の二重課税があること自体は否定しがたいと思われる。控訴審判決の言わんとするところは、所得税法9条1項 15 号に抵触するような二重課税ではない、ということであろうと読める。

²¹⁾ 本稿が本件年金と被相続人の所得とを比べているのに対し、本件控訴審判決は本件年金と相続人固有の所得とを比べているという違いはあるが、保険差額利益に着目しているというところは同じである。

が生じる。相続財産は $1000 - 360 = 640$ であり、相続人には 256 の相続税負担が生じる。これは本稿 2.2 の例3と類似する。

例イ 被相続人が保険に 100 の保険料を支払い、死亡した。相続人は 1000 の年金受給権(1年あたり 100 の 10 年分)を得た。相続人には 400 の相続税が生じる。100 の年金について対応する保険料 10 を控除すると所得は 90 であり、1 年あたりの所得税は 36 である。10 年分の所得税は 360 である。相続税・所得税の合計負担は 760 である。これは本稿 2.2 の例4と類似する。

例イについて、現行法のベースラインと比べると過大な課税がなされている。本稿 2.2.3 に沿って対処方法を講じるとすれば、次のような数値例が考えられる。

例ウ 例イにおいて相続税を課す前に、900 の保険差額利益が発生したものと擬制し、360 の所得税負担を課す。相続税の課税標準は $1000 - 360 = 640$ となり、相続税は 256 となる。これは本稿 2.2 の例1と類似する。

例エ 例イにおいて相続税を課したあと、100 の年金について対応する保険料 10 及び対応する相続税額 40 を控除すると所得は 50 となる。1 年あたりの所得税額は 20、10 年分の所得税は 200 である。相続税・所得税の合計負担は 600 である。これは本稿 2.2 の例5と類似する。

例オ 例イにおいて相続税を課す際に、相続人の将来の年金に係る所得税負担 360 を予測して、相続税の課税標準から控除する。以下例ウと同じであり、本稿 2.2 の例7と類似する。

現行法は例ウ～例オのいずれも採用していない。しかし、金銭の時間的価値を考慮すると、相続税法 24 条が市場における割引率よりも高い割引率を想定していて納税者に利益をもたらしているため、(相続税法 24 条は将来の税引前利益の割引価値計算の便法にすぎず将来利益に係る所得税負担を織り込んでいないと想定されているもの) 実際には将来の税引後利益の割引現在価値を計算した結果よりも納税者にとって有利であることもありえ²²、意図せずではあるが例オに近い結果となっている(だから問題がないとは言えまい)。

割引現在価値について次に考察する。

2.3.3. 将来利益の割引現在価値をめぐる課税問題

第二の点に関して、控訴審における課税庁側の主張は、将来利益の割引現在価値に対する相続課税と将来利益に対する所得課税は別々の課税であるから、(所得税法 9 条 1 項 15 号に抵触するような) 二重課税ではない、という論理であると読める。2.3.3 では、含み益に類似する保険差額利益部分は一旦無視して²³考える。

包括的所得概念に忠実な課税を志向しつつ、本件年金受給権を果樹に、本件年金を果実に喩えるならば、果樹の減価償却費に相当するものを本件年金に対する所得課税の時にも控除すべき、ということになる。本件年金受給権が(相続税という名目で)課税された後、毎年の本件年金に対する所得課税をするに際し、本件年金受給権の評価額(相続税法 24 条により $230 \text{ 万} \times 10 \times 0.6 = 1380 \text{ 万円}$ ²⁴)を基礎として減価償却費に相当する控除(定額法によるならば 138 万円の控除)を認めるべきである²⁵。但し、こうした控除が現行所得税法 37 条(必要経費)の解釈として認

²² 230 万円の年金から 9 万 2000 円の必要経費を控除した残額 220 万 8000 円の所得に対して毎年例えば 30%の課税(年金暮らしとしてはかなり高い想定である)がなされるとし、年 2.54%

の割引率で計算すると、 $\sum_{i=0}^9 \frac{154 \text{ 万} 5600}{1.0254^i} = 1384 \text{ 万} 2155 \text{ 円}$ となる。

²³ 所得税法施行令 183 条は無視することになる。

²⁴ 註 17 参照。 $r = 0.137$ とすると $\sum_{i=0}^9 \frac{1}{1.137^i} = 6.001$ となる。つまり、註 17 では年 2.54%の割引率が想定されているのに対し、相続税法 24 条では年 13.7%の割引率を想定していることになる。

²⁵ 同様の分析として、三木義一・大垣尚司「年金受給権と年金の課税関係——金融・法・税務研究センターの開設の挨拶に代えて——」立命館法学 309 号 1 頁(2007.2)(大垣執筆部分); 本間

められるか定かではなく²⁶、あくまで経済学的にそうすべきというだけである。

ところで、包括的所得概念によれば減価償却費相当の控除を認めるべきと書いたが、それによっても年金の一時払の場合に一回だけの課税で済むのと比べ、年金払の方は一般に不利な扱いを受ける。これは、包括的所得概念が金銭の時間的価値への課税をするからである。

定額法によらず現在価値計算によって金銭の時間的価値を計算するとすれば、次のようになる²⁷。

b列は各年度の年金収入であり、c列が各年度の年金収入を第0年度の現在価値に換算したものの、d列は各年度の年金受給権の現在価値である。毎年230万円の年金収入²⁸の10年分の第0年度における現在価値は、c0からc9の合計である2059万8800円である²⁹。

年金受給権の各年度における現在価値はd列に示したように下がっていく。そこで、e列のような減価償却を観念する($e_0 = d_0 - d_1$, $e_1 = d_1 - d_2$, …)というような差額計算である)。f列は収入であるb列から必要経費であるe列を控除したものであり、第0年度の所得は0、第1年度の所得は46万4714円となる。g列は各年度の所得を第0年度の割引現在価値に置き換えたものであり、g列(g0からg9)を足し合わせると219万0316円となる。

a 年度	b 年金収入	c 年金収入の 現在価値	d 年金受給権 の現在価値	e 年金受給権 の減価償却	f 所得	g 所得の現在 価値
0	2300000	2300000	20598800	2300000	0	0
1	2300000	2243036.1	18298800	1835285.9	464714.12	453204.59
2	2300000	2187483.1	16463514	1881894.6	418105.42	397651.54
3	2300000	2133305.9	14581619	1929686.9	370313.05	343474.35
4	2300000	2080470.5	12651932	1978693	321306.96	290638.98
5	2300000	2028943.7	10673239	2028943.7	271056.3	239112.16
6	2300000	1978693	8644295.6	2080470.5	219529.49	188861.51
7	2300000	1929686.9	6563825.1	2133305.9	166694.11	139855.42
8	2300000	1881894.6	4430519.2	2187483.1	112516.93	92063.047
9	2300000	1835285.9	2243036.1	2243036.1	56963.876	45454.347

相続開始時に2059万8800円の相続財産があるとして相続税を課しつつ、第0年度から第9年度においても(減価償却付きで)所得課税をすることは、結果的に第0年度に219万0316円の追加的所得ありとして課税することと経済的に同じである。所得税率が40%であるとする、所得税負担の第0年度における現在価値は $2190316 \times 0.4 = 87$ 万6126円となる。この二重課税は包括的所得概念を採用したことによる二重課税(金銭の時間的価値に対する課税)である。信託で様々な所得移転が私法上可能になると³⁰、類似の二重課税問題も種々発生しうると予想され

拓巳「所得税と相続税の課税関係に関する考察—生命保険年金の二重課税問題を中心として—」税研145号113頁(2009.5)等。

²⁶ 当然課税庁側は必要経費に含まれないと解釈しているのであろう。本稿は計算の便宜のために様々な現実離れした仮定(相続課税も所得課税も税率は一定であるなど)を置いているが、現実の制度に即して考えると、相続課税において現価1380万円と評価されたとしてもそもそも相続税法15条の基礎控除に収まってしまうのであれば相続税率は0%ということになる。このような場合にも所得税法37条の解釈として減価償却費に相当する138万円の控除を毎年認めていくということには、強い抵抗が感じられるであろう。

²⁷ 浅妻・註30で作成した表を本件の数値に合わせて改変したものである。

²⁸ 所得税法施行令183条の無視について参照:註23。

²⁹ 手元の計算機で割引率を年2.54%とすると2059万8444円となってしまうが、割引率年2.539588%とすると2059万8800円となる。

³⁰ 参照:浅妻章如「Small Article:相続税等対価なき価値流入に対する課税と所得税との関係についての研究ノート」税研144号97-101頁(2009.3)の前半。

る。

一般に、金銭の時間的価値への課税は、素朴な租税公平感に沿うと思われているようである。金銭の時間的価値に課税しないということは、(事前の視点の課税を前提とすると)概ね利子等の金融所得に課税しないということであり、一般に金持ち優遇と受け取られがちであるからである。しかし、2.3.3における年金の一時払と年金払の場合の扱いの違いを見れば、素朴な租税公平感(金銭の時間的価値への課税(包括的所得概念))を支持しなくなるのではなかろうか、と私は推測している。

2.3.4. 保険差額利益課税と将来利益(の割引現在価値)課税の複合

前款 2.3.3 で一旦無視した保険差額利益課税問題を再び視野に入れよう。計算の便宜のため本件とは数値を変更し、本稿 2.2 の例6に倣いながら包括的所得概念の理想に沿った課税を考察する。

例カ 被相続人が 100 の保険料を支払い、第 0 年度末に死亡した。相続人は、第 1 年度末に 1100 の年金を受け取る権利(年金受給権)を第 0 年度末に取得した。年複利計算で割引率は年 10%であるとする、時価主義の発想に基づけば年金受給権の第 0 年度末における割引現在価値は 1000 である(相続税法 24 条は無視)。第 0 年度末に被相続人の手許で含み益が所得課税に服するとすると³¹、第 0 年度末に被相続人には 900 の所得(被相続人の消費は無視する)が生じ 360 の所得税負担が発生する。相続人が引き継ぐのは割引現在価値 1000 の年金受給権と 360 の租税債務であると考えられ、相続人の第 0 年度末における純資産増加(相続人の消費は無視する)は 640 であるから、256 の租税負担が生じる。第 1 年度末に相続人は 1100 の年金を受け取り、第 1 年度において年金受給権の価値が 1000 から 0 に減価するので減価償却費は 1000 である。従って第 1 年度末に相続人に所得が 100 生じ 40 の租税負担が発生する。第 1 年度末に生じた 40 の租税負担の第 0 年度末における割引現在価値は 36 であるから、第 0 年度末時点で換算した合計租税負担は $360 + 256 + 36 = 652$ である。

もしも第 0 年度末に年金の一時支払いを選択していれば、第 1 年度の租税負担は生じないから、合計租税負担は $360 + 256 = 616$ となり、例6と等しくなる。例6と比べて例カで 36 の余計な租税負担が生じるのは、第 0 年度末の年金受給権の現価 1000 と第 1 年度末の年金 1100 との差額 100 を第 1 年度末に課税所得として認識してしまう(その第 0 年度末における割引現在価値は 91 である)からである。

この数値例に、本件控訴審判決の認めた課税方式を当てはめると例キのようになり、本件原審判決の認めた課税方式を当てはめると例クのようになる。年金を相続開始時に一時支払いの形で受け取る場合の扱いは例ケのようになる。

例キ 被相続人の所得は認定されない。第 0 年度末に相続人が相続した年金受給権の割引現在価値は 1000 であり、400 の相続税負担が発生する。第 1 年度末に相続人が 1100 の年金収入を得、これに対応する保険料として被相続人が支払った 100 が必要経費に算入されるので、第 1 年度末に相続人に 1000 の所得が生じ、400 の所得税負担が生じる。第 1 年度末における 400 の租税負担は $400 \div 1.1 = 364$ であるから、第 0 年度末換算での合計租税負担は $400 + 364 = 764$ である。

例ク 相続人には第 0 年度末に 400 の相続税負担が発生し、第 1 年度末の年金収入に対して所得税が課されない。

例ケ 第 0 年度末に相続人が年金の一時金支払いを選択すると、相続人には第 0 年度末に

³¹ 年金受給権を取得するのは相続人であることからすると突飛な想定に聞こえるが、賭け事の勝ち分と保険差額利益とで経済的実質は同じであるという観点(例アを参照)からすると、被相続人が賭け事に 100 を投じ、1 年後に 1100 を受け取る権利を得て死亡した(死亡直前の割引現在価値は 1000 である)という設例と同じであると考えられる。

400 の相続税負担が発生し、第 1 年度に所得は発生しない。

包括的所得概念の理想に沿った例カと比べて、例キは過大な課税をしており、例ク・例ケは過小な課税をしていることが分かる。

注意したいのは、本稿 2.2 の例 1 において譲渡所得に対する課税と相続課税とが別々の課税であるという前提で課税されているにもかかわらず、例 1 の課税結果は現行法のベースラインや包括的所得概念の理想と比べて過大な課税になってなかったことである。本件控訴審判決は保険差額利益に対する所得課税と年金受給権に対する相続課税は別々の課税であるとしているが、【別々の課税である】こと自体が包括的所得概念の理想と比べて過大な課税の原因となる訳ではない、と考えられる。例 1 における取得費調整に類似する調整が例キでは存在しないことが、例キにおける過大な課税の原因であると考えられる。

例カは包括的所得概念の理想に近づけるために例 1 における取得費調整に類似する調整をしている。しかし、相続人が受け取る年金(受給権)について被相続人の所得として扱うという無理をしている。相続人の所得として扱いつつ例 5・例 7 におけるような調整方法(相続税額を取得費に算入する方法と、将来租税負担を債務控除する方法)を例キに当てはめることができるであろうか。例コ・例サでは、第 0 年度末に年金の一時支払いを選択した場合に例 5・例 7 の調整方法を当てはめることを、例シ・例スでは、通常通り第 1 年度末に年金の支払いを受けた場合に例 5・例 7 の調整方法を当てはめることを、検討する。

例コ 例キにおいて相続人に 400 の相続税負担が発生する。この租税負担を年金受給権の取得費に算入する。第 0 年度末に相続人は年金の一時支払いを選択し 1000 の支払いを受ける。1000 の年金(一時支払い)収入から、被相続人が支払った保険料 100 と年金受給権の取得費加算額 400 を必要経費として控除し、 $1000 - 100 - 400 = 500$ の所得を認識する。所得税額は 200 となる。第 1 年度以降の所得・所得税額はなし。第 0 年度末の合計租税負担は $400 + 200 = 600$ である。

例サ 例キにおいて、第 0 年度末に相続人は年金の一時支払いを選択するとする。相続税の課税標準を計算するに際し、一時支払い年金に課せられるであろう 360 の租税負担を潜在的債務として控除すると、相続税の課税標準は $1000 - 360 = 640$ となり、相続税額は 256 となる。これに一時支払い年金に係る所得税負担 360 を足すと、合計租税負担は 616 である。

例サと比べて例コで 16 租税負担が減少するのは、相続税の計算において例 1 の取得費に類する被相続人の既払保険料額 100 も相続税の課税標準に含まれているのに増加部分 900 に対応する 360 の相続税額でなく 400 の相続税額全てを相続人の所得計算において控除してしまうためである。これは、例 5 が例 1・例 6 より 16 租税負担が少なくなっているのと同じ構造である。

例シ 例コにおいて、相続人は第 0 年度末の一時支払いを選択せず、第 1 年度末に相続人は 1100 の年金を受け取る。ここから、被相続人が支払った保険料 100 と年金受給権の取得費加算額 400 を必要経費として控除し、 $1100 - 100 - 400 = 600$ の所得を認識する。第 1 年度の所得税額は 240 となる。第 1 年度末の 240 の租税負担の第 0 年度末における割引現在価値は $240 \div 1.1 = 218$ であるから、第 0 年度末時点で換算した合計租税負担は $400 + 218 = 618$ である。

例ス 例サにおいて、第 0 年度末の年金一時支払いを選択しない。第 0 年度末の相続税の課税標準を計算するに当たり、第 1 年度末に生ずるであろう 400 の所得税負担の第 0 年度末における割引現在価値であるところの 364 を潜在的な債務として控除すると、相続税の課税標準は $1000 - 364 = 636$ であり、相続税負担は 254 となる。第 1 年度末に予定通り 1100 の年金収入から既払保険料額 100 を控除した 1000 の所得が認識され 400 の所得税負担が生じる。第 0 年度末時点で換算した合計租税負担は $254 + 364 = 618$ である。

例コと例シとを比べると、例シでは年金収入が 1.1 倍であるのに対して所得が 1.2 倍であるので、例シの合計租税負担が重くなっている。例サと例スとを比べると、年金収入が 1.1 倍であるのに対して所得が 10/9 倍 ($10/9 = 1.1111111 \dots > 1.1$) であるので、例スの合計租税負担が若干だけ重く

なっている。なお、例シと例スの合計租税負担が同じになったのは偶然と考えられる³²。

以上を比較考察すると、本件控訴審判決の課税方法による例キの租税負担が過大であり、本件原審判決の課税方法による例クや一時支払いの場合の例ケの租税負担が過小であることは論ずるまでもなからう。が、保険差額利益(これは本稿 2.2 における譲渡所得に類似する)に対する課税の問題と、将来利益の割引現在価値及び金銭の時間的価値に対する課税の問題が複合している例カ・例シ・例スを見比べる際(例コ・例サは金銭の時間的価値が関係しないので除外する)、どれがベースラインと位置付けられるべきなのであろうか。これは難問であるが、脱落の候補に真っ先に挙げられるのは例シであろう。例シは、例5・例コにおけるのと同様に、資産の取得費に類似する被相続人の既払保険料額部分にかかる相続税額をも財産の取得費加算額に含めてしまっていて相続人の所得から控除している(そのため相続人の租税負担が過小になる³³)からである。次に、例カは包括的所得概念の理想に拘るあまり時価主義で被相続人の所得を認定してしまっているという欠点がある。例スは、相続人が取得する年金(受給権)を被相続人の所得としてではなく相続人の所得として扱っており、かつ実現主義による課税繰延の利益が生じている(例カより例スの方が租税負担が軽い)³⁴ので、包括的所得概念と実現主義との組み合わせという現行法を前提とすると、暫定的には【現行法のベースライン】としてふさわしいのは例スであると推測される。例カはあくまで【包括的所得概念の理想】に沿っているだけであるという位置付けになると考えられようか。なお、改めて注記するが、【現行法のベースライン】にふさわしいという表現は、それが望

³² 被相続人の既払保険料額が 300 であったとすると次のようになる。

例カ' 被相続人が 300 の保険料を支払い、第 0 年度末に死亡する。相続人は第 1 年度末に 1100 の年金を受け取る年金受給権を第 0 年度末に受け取る。年金受給権の第 0 年度末時点における割引現在価値は 1000 である。被相続人が 300 投資して 1000 まで資産を増加させたものと考え 700 の所得が発生したと考えると、被相続人に 280 の租税負担が生じる。相続人は現価 1000 の積極財産(年金受給権)と 280 の租税負担を引き継ぐので、第 0 年度末における相続人の純資産増加は 720 であり、租税負担は 288 である。第 1 年度末に 1100 の年金を受け取り、年金受給権が 1000 から 0 に減価しているため、第 1 年度の純資産増加は 100 であり、租税負担は 40 である。第 1 年度末の 40 の租税負担の第 0 年度末時点における割引現在価値は 36 である。よって、第 0 年度末時点で換算した合計租税負担は $280 + 288 + 36 = 604$ である。

例シ' 被相続人が 300 の保険料を支払い、第 0 年度末に死亡する。相続人は第 1 年度末に 1100 の年金を受け取る年金受給権を第 0 年度末に受け取る。この年金受給権の第 0 年度末における割引現在価値は 1000 であるので、第 0 年度末の相続人の相続税負担は 400 である。これを年金受給権の取得費に算入する。第 1 年度末において、1100 の年金収入から既払保険料額 300 と取得費 400 を控除すると所得は $1100 - 300 - 400 = 400$ であり、所得税額は 160 である。第 1 年度末の 160 は第 0 年度末の 145 に等しいので、第 0 年度末時点で換算した合計租税負担は $400 + 145 = 545$ である。

例ス' 例シ' において、第 0 年度末の相続税の課税標準を計算するに当たり、第 1 年度に発生するであろう所得税負担は $320 [= (1100 - 300) \times 0.4]$ であるので、その第 0 年度末における割引現在価値 $291 (= 320 \div 1.1)$ を潜在的債務として控除すると、相続税の課税標準は $1000 - 291 = 709$ となり、相続税負担は 284 となる。第 0 年度末時点で換算した合計租税負担は $284 + 291 = 575$ である。

³³ これは例シと例スとの比較では見えてこなかったが、註 32 のように被相続人の既払保険料額を増やした想定をすると、例シ' と例ス' との比較を通じて例シ' の租税負担が過小であることが見えやすくなる。

³⁴ 例スは例カより租税負担が 34 軽い、例ス' は例カ' より租税負担が 33 軽い。例カ・例カ' では第 0 年度末と第 1 年度末の金銭の時間的価値である 100 にも課税しているので、租税負担が重くなっていると考えられる。

ましい課税であるということと同義ではない。例スは、相続時点で将来租税負担を予測することの困難等を勘案するととても望ましい課税方法であるとは考えにくい、包括的所得概念＋実現主義には沿っていると見受けられる、というだけである。

ところで、年金(受給権)を被相続人の所得として扱うことが経済的に常におかしいという訳ではなく、先述のように被相続人が賭け事に勝って死亡した場合を想起すれば、本稿 2.2 の譲渡益に類似する所得が被相続人に帰属するという事例も充分にありうる。この場合、実現主義を前提としても合計租税負担は例カのようになる。例スが【現行法のベースライン】にふさわしいと考えられるといえども、実現主義が常に例スと同様の合計租税負担をもたらすとは限らない、といえる。これは結局、包括的所得概念と実現主義との噛み合わせの悪さを示す現象の一例といえよう。

2.4. ホームラン・ボール：一時所得課税と譲渡所得課税

2.4.1. 拾った年度の一時所得課税と次年度に売った際の譲渡所得課税

相続課税と所得課税が重なる問題ではないが、無償の財産取得に対する所得課税と資産の譲渡益に対する所得課税についても、類似の二重課税問題が(現行法を素直に解釈適用すれば)発生しうる。5000 万円とか 8000 万円とか高値で評価されるボンズ選手のホームラン・ボールを拾った場合の所得税法の適用を検討したことがある³⁵が、本稿はそこでの宿題に挑戦するものである。なお、本稿 2.2 及び 2.3 では計算の便宜のため相続税率・所得税率ともに 40%と仮定していたが、ここでは一時所得に係る税負担の低さも問題となる。そこで計算の便宜のため、相続税率・所得税率ともに 40%と仮定しつつ、一時所得税率は 20%であると仮定し、所得控除(一時所得控除や基礎控除等)は無視する。

例A 第 0 年度に 5000 万円と評価されるホームラン・ボールを拾ったら、現金化の有無にかかわらず一時所得と認定され、1000 万円の所得税負担が発生する³⁶。

1000 万円の税金を払うことができない者にとっては、ホームラン・ボールを拾っても自分の部屋に飾ることは叶わぬ夢となる。野球ファンの純情を税制ごときが踏みにじる³⁷こととなってしまいが、現行法の解釈としては仕方ない。しかし次の例の理不尽さはこんなものではない。

例B 第 0 年度に 5000 万円と評価されるホームラン・ボールを拾った。第 1 年度にそのボールをオークションにかけたところ 8000 万円で売られた³⁸。第 0 年度に 5000 万円の一時所得について 1000 万円の所得税負担が生じ、第 1 年度に 8000 万円の譲渡所得について 3200 万円の所得税負担が生じる。合計租税負担は 4200 万円となる。

例Bはとんでもない苛烈な二重課税である。第 0 年度に 5000 万円の所得ありとして課税されたのだから(但し一時所得は概ね半額課税となる)、第 1 年度は差額の 3000 万円だけが所得として認定される、と考えるのが素直である。そして、時効取得した土地の譲渡益の計算に関してこのよ

³⁵ 浅妻章如「756 号ホームラン・ボールをきっかけとした一時所得と譲渡所得との関係に関する考察」立教法学 75 号 119-142 頁(2008)(<http://ci.nii.ac.jp/naid/110006619041/>); 浅妻・註 30 の後半。

³⁶ 現行法に基づく税額の計算については浅妻・註 35 を参照。累進税制の下では拾った人に他にどれだけ所得があるかで税額が変わってくるが、5000 万円の一時所得に対して所得税・地方税合わせて約 1000 万円の租税負担が生じるものと計算される。

³⁷ 野球ファンの純情とマグワイヤ選手の約 3 億円のホームラン・ボールとアメリカの贈与税を巡る問題について、参照：薄井信明「3 億円のホームラン・ボール」税務弘報 2001 年 10 月 113 頁。

³⁸ 現実世界では、5 年超保有してから売却し、長期譲渡所得軽課の扱いを受けることも考えられる。

うな考え方を支える裁判例³⁹がある。しかし、所得税法 38 条 1 項は「譲渡所得の金額の計算上控除する資産の取得費は、別段の定めがあるものを除き、その資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額とする。」と規定しているだけであり、この文言を素直に解せば、一時所得課税を受けただけで取得費が 5000 万円になると扱うことは困難である⁴⁰。所得税法 38 条の規定に従えば、取得費は 0 円であり、第 0 年度に 5000 万円の一時所得、第 1 年度に 8000 万円の譲渡所得があるとして課税される、というのが現行法の素直な解釈である⁴¹。

しかし、第 1 年度の譲渡所得を 3000 万円とすることが(包括的所得概念の理想に沿うことは明らかであるが)【現行法のベースライン】に沿った扱いなのであろうか。例 5・例 7 におけるような調整方法(相続税額を取得費に算入する租税特別措置法 39 条の方法と、将来租税負担を債務控除する方法)を例 B に当てはめると次のようになる。

例 C 第 0 年度の一時所得に対応する 1000 万円の所得税額をボールの取得費に算入し⁴²、第 1 年度の課税においては 8000 万円の譲渡収入から控除して譲渡所得を 7000 万円として扱う。第 1 年度には 2800 万円の所得税負担が生じる。合計の租税負担は(金銭の時間的価値を無視すると) $1000 + 2800 = 3800$ 万円となる。

例 D 第 0 年度に一時所得課税を課税する際、売れば 5000 万円の譲渡所得が発生し(第 1 年度に 8000 万円で売れたといっても、拾った当初は 5000 万円で評価されていたという前提である) 2000 万円の所得税負担が発生するという予測に基づき、一時所得の計算に当たって見込み租税債務 2000 万円を控除し 3000 万円の一時所得として第 0 年度の所得課税をする。所得税額は 600 万円となる。実際に第 1 年度には 8000 万円で売られた場合、第 1 年度の譲渡所得は 8000 万円とされる。第 0 年度に 600 万円、第 1 年度に 3200 万円の所得税負担が生じる。合計租税負担は 3800 万円となる。

³⁹ 東京地判平成 4 年 3 月 10 日訟月 39 卷 1 号 139 頁。参照:金子宏ら『ケースブック租税法第 2 版』(弘文堂、2008?)__頁、佐藤英明ら『租税法演習ノート』__頁、佐藤英明『プレップ租税法』__頁、__頁。佐藤英明はこの判決に若干の疑問を抱いているように見受けられる。

⁴⁰ 註 39 の裁判官も、所得税法 38 条の文言に照らして同様の困難を覚え、経済的に妥当な(本当に【妥当】なのか、議論の余地が大きい)結論を導くために所得税法 38 条の文言に触れるのを敢えて避けたのではないかと私は推測している。

なお、ゴルフ会員権贈与事件・最判平成 17 年 2 月 1 日訟月 52 卷 3 号 1034 頁等から、日本の裁判所は含み益だけを課税対象にするという傾向があるといえるかもしれない、そうであるとする、解釈論としては少々の無理があるかもしれないが、ホームラン・ボールの例についても第 1 年度における譲渡益を 8000 万円ではなく 3000 万円と認定してくれる可能性も皆無とまではいえないかもしれない、という趣旨の指摘を藤谷武史より頂いた。確かに、譲渡益課税について日本の裁判所は柔軟であるかもしれない。が、本文では、現行法を素直に解釈した場合を想定して話を続ける。

⁴¹ ここでは第 0 年度に拾い第 1 年度に売るという事態を想定したが、第 0 年度年に拾い第 0 年度に売るという場合であっても、第 0 年度に一時所得と譲渡所得の両方を認定して課税すべき、ということも現行法の解釈として考えられないではない。しかし、幾らなんでも実務上かような二重課税は課税庁さえも主張しないであろう。その二重課税をしないとする論理構成は容易でないと思われるが、一応の理屈として、所得課税は相続課税のような随時課税ではなく期間課税であるので、ボールを拾った時点で一時所得が生じると考えるのではなく、第 0 年度内に生じた 8000 万円の譲渡所得のみが課税される、ということが考えられるかもしれない。尤も、そのように扱うとすると、例 B のように売るのが一年遅れただけで二重課税を受けてしまいかねないこととのバランスがとれない、という別の問題が生じてしまうので、悩ましい問題ではある。

⁴² 所得税法 38 条の解釈としても所得税額 1000 万円を取得費に算入するという結論を導くのは不可能とまではいえない、と思われるが、解釈論上の技巧を迫及することは本稿の目的でない。

例Cにおいては、例5・例Dにおけるような【含み益部分以外に係る相続税負担まで取得費に算入される】という不合理がない。これは例5における被相続人の取得費 100 に相当する費用が例Cのホームラン・ボールにないためである。そのため例Cと例Dは一致している⁴³。

2.4.2. 現金を拾った場合との比較:税額控除方式と取得費調整その2

例C・例Dは例Bと比べれば合計租税負担が若干軽くなっているものの、それでも直感的に課税が重過ぎると感じられるかもしれない。現金を拾った場合ならば、仮に一時所得の税率ではなく通常の所得税率が適用されても 3200 万円の租税負担しか生じないことと比べ、例Bの 4200 万円、例C・例Dの 3800 万円は、いかにも過大な租税負担であるように映る。仮に 3200 万円の合計租税負担があるべき姿であるならば、次のような税額控除方式が考えられる。

例E 第0年度に 5000 万円の一時所得が生じ 1000 万円の所得税負担が生じる。第1年度に 8000 万円の譲渡所得が生じ 3200 万円の潜在的所得税負担が生じるが、過去課せられていた 1000 万円の所得税額を税額控除し、第1年度の最終的所得税負担は 2200 万円に抑えられる。合計租税負担は 3200 万円となる。

これはつまり、同一の課税標準に対する所得税の二重課税がある場合に、先に課せられた税額を後の課税において税額控除するという発想である。しかし、ボールの場合とはかく、一般論としてはどのような基準で同一の課税ベースに対する二重課税と判定するのかという問題があり、この税額控除方式提案は実務上の困難から導入しがたいと予想される。また、第0年度では 5000 万円と評価されていたが第1年度に 2000 万円程度でしか売ることができなかった場合に、潜在的所得税負担 800 万円から既払い所得税額 1000 万円を控除して 200 万円の還付を認めるのか、という問題も生じうる。

それでは、時効取得した土地の取得費計算の裁判例⁴⁴に倣って次のようにすべきであろうか。

例F 第0年度に 5000 万円の一時所得が生じ 1000 万円の所得税負担が生じる。第1年度に 8000 万円の譲渡収入が生じ過去課税標準に含められた 5000 万円を取得費として控除し、3000 万円の譲渡所得に 1200 万円の所得税負担が発生する。合計租税負担は 2200 万円となる。

この方式の場合も、どのような基準で同一の課税ベースに対する二重課税と判定するのかという問題が生じうるが、それ以上に、合計租税負担が 2200 万円と軽くなりすぎていることについて疑問が湧く。最終的に 8000 万円の経済的利得が生じているから合計 3200 万円の租税負担が発生すべきだということを重視するならば例Eが支持され、一時所得に係る軽課を重視するならば例Fが支持されようが、どちらが理論的に正しいかということは決着がつかないと思われる。更に、例E支持者の中でも、第1年度に 2000 万円で売られたような場合でも果たして所得税の還付まで認めるのか(即ち、本当に【最終的な】経済的利得に着目するのか)については、意見が分かれるであろう。

これまで一時所得課税と譲渡所得課税との調整を見てきたが、この問題は、被相続人が 0 円で取得した土地が第0年度に死亡した時点で 5000 万円になっており、そして被相続人が第1年度に当該土地を 8000 万円で売却した、という事例と同じである。相続課税と譲渡所得課税が併存している現状で、一時所得課税と譲渡所得課税との二重課税をなくすべきといえようか。一時所得課税と譲渡所得課税はどちらも所得課税だから例Eのように税額控除をすべきだという発想は、自明のものとはいえない。それは相続税額を譲渡所得税額の計算において税額控除すべきという発想が一般的ではないからという理由だけではない。相続税額を譲渡所得税額計算において税額控除しないのは、被相続人の賃金に所得税が課され相続人の相続財産に相続税を課すと

⁴³ これが偶然の一致ではないことは、数式でも確認できる。一時所得税率を t_i 、譲渡所得税率を t_j とすると、例Cの合計租税負担は $5000t_i + (8000 - 5000t_i)t_j = 5000t_i(1 - t_j) + 8000t_j$ と表現でき、例Dの合計租税負担は $(5000 - 5000t_j)t_i + 8000t_j = 5000t_i(1 - t_j) + 8000t_j$ と表現できる。

⁴⁴ 註 39 参照。

いう【現行法のベースライン】に照らせば寧ろ当然視されるべきであるからである。そして、これまでは一時所得についてだけ税率が軽いという仮定を置いていたが、現行法下では相続財産に係る税率も軽いことが多い。相続税がかかるのは相続事例の約4%だけである(相続事例の約96%には相続税がかからない)という現状の下で、相続に際して例Fのように相続時点の時価への取得費のステップアップを認めることが【現行法のベースライン】に沿っていると考える者は少なからう。このように考えてくると、例E・例Fのような調整方法は【現行法のベースライン】からは外れているものと評価されることとなろう⁴⁵。

では何故現金については一回限りの課税なのであろうか。8000万円の現金を拾った場合、(古銭等の特殊事情を除いて)原則として現金について譲渡損益は発生しないこととなっているので、一回しか課税の機会はない。しかし、なぜ現金について譲渡損益が発生しないことになっているのかと考えると、通常、例えば1000円の現金の取得費は額面通り1000円である場合が殆どであるからであろう⁴⁶。例えば、1000円の現金を渡してトマトを受け取る場合、1000円の現金という資産を【売】ってトマトという譲渡収入があると考えたとしても、1000円の現金を得るために1000円相当の労務提供を行っていたので、当該1000円の取得費はやはり1000円であり、譲渡損益は発生しない。

そして、仮に現金について取得費を考えることが許されるならば⁴⁷、次のような計算例となろう。

例G 8000万円の現金を拾った場合の取得費は0円であると考えられる。8000万円を拾うということについて一時所得が発生し(一時所得税率が20%であるとして)1600万円の所得税額が生じるとするならば、現金8000万円の取得費は1600万円であるとも考えられる。そして、8000万円の現金という資産を【売】って別の資産(例えばトマト)による収入を受けた⁴⁸場合に $8000 - 1600 = 6400$ 万円の譲渡所得が発生し、税率が40%であれば2560万円の所得税額が生ずることとなる。合計租税負担は4160万円である。

現金8000万円を拾った時点で一時所得として課税する際に、将来8000万円の譲渡所得について3200万円の所得税額が課されると予測して(相続税法13条のように)これを一時所得の課税標準から控除するならば、一時所得は $8000 - 3200 = 4800$ 万円となる。一時所得に係る税額は960万円である。合計租税負担は4160万円である。

例Gは、例Dと同じ構造である⁴⁹。例Gを以って、現金を拾った場合についても二回課税をし、ホームラン・ボールを拾った場合に二回課税をすることとバランスを取るべきである、という主張が仮にあるとしたら、支持されるであろうか。

⁴⁵ 拙稿註35の中で税額控除による調整を考えてみたもののそれが妥当であるか否か判断しかねていたが、その宿題の答として、税額控除による調整は(妥当かどうかはともかく)少なくとも【現行法のベースライン】に沿ってない、と結論付けられよう。

⁴⁶ 参照:佐藤英明?「??」__頁。

⁴⁷ 現金について取得費を考えてはいけないという明示的な規定があるか、未確認。

⁴⁸ 実際には現金8000万円を何回に分けて切り売りするのが通例であろう。例えば現金100円を売って時価100円のトマトという収入を得た場合、現金の取得費は按分して20円となり、80円の譲渡所得が発生したものと考えることとなろう。

⁴⁹ 例Dの合計租税負担が3800万円であるのに対して例Gの合計租税負担は4160万円であり、360万円増えている。ボールを拾った時点で5000万円と評価される一方、現金は拾ったときから8000万円と評価されるのだから、一時所得税額の計算において3000万円の差があり税額は600万円増えなければならないのではないかという疑念が湧くかもしれない。しかし、拾った時点での評価が3000万円異なるため、将来の予測税額も1200万円増えることとなり、結局一時所得の課税標準が3000万円ではなく1800万円しか増えていないので、合計租税負担は360万円しか増えていない、と解釈できる。

包括的所得概念支持者ならば例Gだけでは支持しにくいであろう、と推測される。例Gは、譲渡所得という所得分類があることに依存した説明である。そして、譲渡所得という所得分類は課税機会を二回設けるためなのではない、という批判が湧くであろう。従って本稿は、現金を拾った場合について二回課税の機会がありうるという議論を例Gに基づいて展開する道筋は、これ以上深入りしない。

但し、次のことを思い返そう。本稿 2.2.22.2 における例1 (限定承認に係るみなし譲渡課税)と例6 (包括的所得概念の理想に沿って所得分類を設けなかった場合の課税)との比較において、【現行法のベースライン】のうちの譲渡所得という所得分類を設けて課税することが、包括的所得概念に沿った課税から外れる原因となっている訳ではないということを確認していた⁵⁰。譲渡所得という所得分類がない所得税制を検討するとどうなるであろうか。

2.4.3. 金銭の時間的価値部分に限定されない二重課税？

例Eは、現金を拾った場合(かつ一時所得扱いとして税率を軽くすることを認めない場合)に課税が一回であることとのバランスの観点から、税額控除という調整方法を考え出したものであるが、それは、税引後賃金が相続された場合に相続税が課せられるという【現行法のベースライン】に沿っていないというのが本稿 2.4.2 の結論である。即ち、ホームラン・ボールを拾った者と現金を拾った者との均衡を考えることは【現行法のベースライン】に沿ってないというのが本稿 2.4.2 の議論から導かれる含意である。

こうした議論は包括的所得概念論者に到底支持されないであろう。8000 万円の現金を拾うことも 8000 万円のホームラン・ボールを拾うこともどちらも純資産増加として同じであると考えるのが素直であるからである。

では、包括的所得概念に沿って譲渡所得という所得分類に依拠しない税制を仮想すれば、例Dにおけるような二重課税はなくなるのであろうか。実は、それでも二重課税はなくなるかもしれない。本節では二つの道筋について検討する。一つ目は、包括的所得概念による二重課税は金銭の時間的価値部分に限定されないのではないかという可能性を考察することである。これを本款 2.4.3 で見る。二つ目は本稿 2.2 における被相続人に相当する者を、現金を拾う場面及びホームラン・ボールを拾う場面において探すことにあると考えられる。これを次款 2.4.4 で見る。

一つ目は、包括的所得概念に忠実な課税を志向すると、資産について二回課税することになるのが包括的所得概念の基本ではないか、という見解である。これは、Shaviro 論文⁵¹の片隅(脚註)でぼそっと述べられているだけであり、Shaviro 自身がこの見解を強く訴えかけようとしている訳ではないと見受けられるが、重大な示唆を含んでいるかもしれない。通常、包括的所得概念による二重課税は金銭の時間的価値についてであると理解されている。しかし、以下の数値例は、金銭の時間的価値だけでなく資産全体についての二重課税である。

例H 割引率年 10%の世界で、第 0 年度に資産価値 0 の資産(例えば土地)に手を加え毎年 100 の利益(例えば賃料)を永遠に生み出す資産に化けさせた場合、その資産の割引現在価値は 1000⁵²となる。第 0 年度に資産を改良した時点で(実現主義ではなく時価主義によって) 1000 の所得(これは資産増加益という形を取るが、手を加えた結果であるから内実は賃金である。な

⁵⁰ 本稿 2.3.4 に例カと例スとの比較を通じて包括的所得概念に沿った課税(例カ)と【現行法のベースライン】に沿った課税(例ス)とが乖離する可能性を示したが、その原因は実現主義による課税繰延の利益を排すか容認するかの違いであった。ホームラン・ボール課税の検討においては計算の便宜のため金銭の時間的価値を無視しているので、この問題は生じない。

⁵¹ Daniel N. Shaviro, Replacing the Income Tax With a Progressive Consumption Tax, 103 Tax Notes 91, at __ (Apr. 5, 2004).

⁵² $\sum_{i=1}^{\infty} \frac{100}{1.1^i} = 1000$

お、手を加える際の人的資本減耗についてここでは無視している)ありとして課税し、第1年度以降100の賃料を毎年の所得として課税するということは、第0年度に1000の純資産増加と1000の賃料所得、合計2000の所得が発生したものと課税することと同じである。⁵³

ホームラン・ボールについて、野球界が756号ホームランという成果を世に提供することが前段落の【資産(例えば土地)に手を加え】に相当し、【毎年100の利益(例えば賃料)】に相当すること(例えば博物館でボールを展示し野球ファンが対価を払ってボールを見に来ることなど)の割引現在価値が5000万円なり8000円なりの評価に結びついている⁵⁴ものと考えれば、二重課税の機会があることは、包括的所得概念に沿った課税といえなくもない。

この説明はこじつけに聞こえるかもしれない。しかし、二重課税が金銭の時間的価値部分のみならず資産価値全体について及びうるというのは、包括的所得概念がフロー(消費)とストック(純資産増加)の両方を見ていることに基づく。例Hにおいて第1年度以降毎年100の賃料がフローであり、そのフローを第0年度の割引現在価値に計算しなおしたものが第0年度の純資産増加益1000というストックである。

ホームラン・ボールについては次のように考えられる。

例I ホームラン・ボールを拾った者が博物館経営者であって、ボールを展示し野球ファンが博物館に対価を払ってボールを見に来るといふことであれば、そのフローが拾った者の所得として課税される。そして拾った時点でもストックの増加が所得として課税される。これは例Hと同様のやはり金銭の時間的価値部分に限られない資産価値に対する二重課税である。

例J ホームラン・ボールを拾った者が博物館と関わりない一青年である場合、或る博物館がボールの展示による客の増加を見込んで、ボールのオークションで8000万円の値をつけて買うといふことであれば、これは博物館に生ずるフローがストックに変えてボールを拾った青年の所得になったと見ることができる⁵⁵。

ここで、例Jで生ずるフローは例Hと同じなのか、という疑問が湧く。博物館がボールを買うために8000万円を支払い、8000万円を基礎に減価償却費を計上しているならば、ボールを拾った青年の手許でストック増加(5000万円若しくは8000万円)に課税し、博物館の手許で減価償却費により少なくなったフロー所得(その合計の第0年度における割引現在価値は8000万に遠く及ばないであろう)について課税することとなる。減価償却が認められると、二重課税は金銭の時間的価値部分に限られる。

例Jと同じ発想を例Iに当てはめると、例Iでボールを拾った時点で5000万円もしくは8000万円のストック増加ありとして所得税額が課された後、その5000万円もしくは8000万円を基礎として翌年以降のフロー所得計算において減価償却を認めれば、二重課税は金銭の時間的価値部分に限られる。しかし、例Bで述べたように、ボールを拾った時点で課税を受けたことを以ってその当時の時価まで取得費(減価償却費計算の基礎)をステップアップしてよいのかという疑問が残る。

より根本的な問題は、例Hでは資産価値全体についての二重課税がなされているのに対し、例I・例Jでは(取得費のステップアップが許容されるならば)二重課税は金銭の時間的価値部分に限

⁵³ 註51では検討されていないようであるが、第1年度以降毎年100の賃料について40%の税率で課税されていることが予測されたとしても、第0年度における純資産増加額は1000なのか、それとも純資産増加額は600にとどまるのではないか、という疑問が湧く。それは例Kで検討する。

⁵⁴ 756号ホームラン・ボールを8000万円程で落札した者は博物館経営者ではないが、8000万円相当の消費の価値があると考えた訳であるから、例Hにおける毎年100の賃料相当の消費と、本質的な違いはないと考えられる。

⁵⁵ 実際にはボールをオークションで買ったのは博物館でなく実業家であったそうであるが、これも結局実業家のボールに関する消費というフローの価値が、形を変えてボールを拾った青年の所得として課税されるということである。

定されている、という違いである。この違いの原因は、土地のように減価償却費が観念されない資産と、その他の減価償却費が観念される資産との違いにある。

例Hと例Jとの違いを観察するため、数値を例Hに揃えた考察を例K・例Lとして示す。例Kでは例Hと同じように減価償却のない資産の例として金融資産を考え、例Lでは減価償却の可能な機械を考える。

例K 割引率年 10%の世界で、第 0 年度末に甲が、第 1 年度以降永遠に毎年度末に 100 の利払いをする債券(貸倒リスクはないものとする)を拾う⁵⁶。税金のない世界では第 0 年度の債券の現在価値は 1000 であろう。第 0 年度末に甲が乙にこの債券を譲渡した。乙が 40%の所得課税に服すならば、この債券から得られる税引後利益は毎年 60 であり、この債券の対価として乙は甲に 600 を支払うであろう。第 0 年度末に甲は 600 のストック増(純資産増加)を達成し、240 の所得税額が発生する。乙には第 1 年度以降毎年 100 のフローの税引前所得が発生し、毎年 40 の所得税額を納めるので、乙の第 1 年度以降の所得税額の第 0 年度末における割引現在価値は 400 である。第 0 年度に換算した甲・乙の合計租税負担は $240 + 400 = 640$ である。

例L 割引率年 10%の世界で、第 1 年度末だけ 1100 の税引前利益をもたらす資産(第 1 年度末に資産価値 0 になる)で減価償却可能なもの(例えば機械)を丙が第 0 年度末に拾った。税金のない世界では第 0 年度末の資産価値は 1000 であろう。第 0 年度末に丙が丁にこの機械を 1000⁵⁷で譲渡した。第 0 年度末に丙は 1000 のストック増(純資産増加)を達成し、400 の所得税額が発生する。丁には第 1 年度末に 1100 のフロー収入と 1000 の減価償却費を計上し、100 の課税所得について 40 の所得税額が発生する。その第 0 年度末における割引現在価値は $40 \div 1.1 = 36$ である。第 0 年度に換算した丙・丁の合計租税負担は 436 である。

例Hでは資産価値全体について二重課税が及んでいると述べたが、若干不正確である。税金

⁵⁶ 甲が会社を作り、会社がそのような債券を甲に贈与し、贈与を受けたことについて一時所得課税を受けるのではなく一年間の消費+純資産増加について甲が課税される、という例を仮想してもよい。

⁵⁷ 第 1 年度末の 1100 の収入の第 0 年度末における割引現在価値は確かに 1000 であるが、丁が第 1 年度末に支払う所得税額を考慮しないまま丙に 1000 を支払うのか、疑問が残る。そこで、譲渡対価を p とすると次のような計算になろう。

例L' 丁は第 1 年度末に 1100 のフロー収入と p の減価償却費を計上するので、 $(1100 - p) \times 0.4$ が丁の第 1 年度末の所得税額であり、丁の第 1 年度末の税引後所得は $1100 - (1100 - p) \times 0.4 = 660 + 0.4p$ である。これを第 0 年度に割引いた値 $(660 + 0.4p) \div 1.1$ と等しい額が第 0 年度末の譲渡対価であろうから、 $(660 + 0.4p) \div 1.1 = p$ の式が立つ。変形して $660 = (1.1 - 0.4)p$ となり、 $p = 660 \div 0.7 = 943$ という値が求められる。第 0 年度末に丙は 943 のストック増(純資産増加)を達成し、377 の所得税額が発生する。丁の第 1 年度末の所得税額の第 0 年度末における割引現在価値は $(1100 - 943) \times 0.4 \div 1.1 = 57$ である。第 0 年度に換算した丙・丁の合計租税負担は $377 + 57 = 434$ である。

例Lと例L'とを比べると合計租税負担で 2 の違いが生じている。小数点以下第 4 位まで計算すると、例Lの合計租税負担は $400 + 40 \div 1.1 = 436.3636$ であり、例L'の合計租税負担は、 $(660 \div 0.7) \times 0.4 + (1100 - 660 \div 0.7) \times 0.4 \div 1.1 = 434.2857$ であり、差額は 2.0779 である。この違いは、例Lと比べて例L'の方が $1000 - 660 \div 0.7 = 57.1429$ だけ所得計上の繰延が生じていて、 $(例L) - (例L') = (400 + 40 \div 1.1) - \{(660 \div 0.7) \times 0.4 + (1100 - 660 \div 0.7) \times 0.4 \div 1.1\} = (1000 - 660 \div 0.7) \times 0.4 + \{(1100 - 1000) - (1100 - 660 \div 0.7)\} \times 0.4 \div 1.1 = \{(1000 - 660 \div 0.7) + (-1000 + 600 \div 0.7) \div 1.1\} \times 0.4 = (1000 - 660 \div 0.7) \times (1 - 1 \div 1.1) \times 0.4 = 57.1429 \div 11 \times 0.4$ の式より、利回り(元利合計のもの = 1.1)の逆数($1/1.1 = 0.90909$)を 1 から引いた値($0.0909 = 1/11$)に所得繰延額(57.1429)を掛け合わせた分(5.1948)だけ実質的に課税所得合計額が減っているためであることが分かる。

のない世界における第0年度の資産価値を a とすると、 a 全体に二重課税が及んでいる($2a$ に課税がなされている)のではなく、 $a + a(1 - 0.4)$ ($a = 1000$ のとき、 $1000 + 1000(1 - 0.4) = 1600$)について課税がなされている(二重課税がなされているのは $a(1 - 0.4)$ の部分といえる)。これは、相続について被相続人の賃金 w に対する所得課税と、税引後賃金を相続人が相続した場合の相続課税がなされる現行法のベースラインに沿った課税 ($w + w(1 - 0.4)$ が課税標準となる)と同じである。

他方、例Lでは減価償却が認められているので、二重課税は金銭の時間的価値部分にとどまっている。減価償却が認められるということは、必要経費算入が遅れてではあるが認められるということである。例Lにおいて仮に丁が機械の購入費 1000 を即時に全額損金算入することが認められるならば、丁の第0年度の所得税額は -400 (400の還付)となり第1年度の所得税額は440(第0年度末の割引現在価値は400)となり、第0年度に換算した丙・丁の合計租税負担は400となるので1000の所得について1回だけ課税がなされているということと同じである。

例Hや例Kのように減価償却が認められない資産に関しては購入費の控除ができないものと設計されているので資産価値全体とまでは言わないもののそれに近い形での二重課税が生じるのに対し、例Lのように減価償却が認められる資産に関しては購入費の控除を遅れつつも認めることによって二重課税を金銭の時間的価値部分にとどめている、と理解できる。なお、減価償却の期間が長くなれば長くなるほど、金銭の時間的価値の部分が資産価値そのものに漸近していき、例Lが例Kに近付いていくので、例Kと例Lは隔絶的な関係にあるのではなく両者の間にはグラデーションがある、ともいえる。

2.4.4. 現金を落とした者とホームラン・ボールの所有権を手放した者

現金を拾った者に対し一回限りの課税がなされるのに対しホームラン・ボールを拾った者に対し二重課税が行なわれうるということが、おかしいとすると、二重課税することに揃える筋、一回限りの課税に揃える筋を考えることとなる。本稿 2.4.2 における考察は、現金も譲渡損益の発生源たる資産に該当しうると考えれば、現金を拾った者に二重課税することもありえるので、二重課税することに揃える筋が不可能ではない、というものであった(本稿はその筋でこれ以上深入りすることはしないが)。他方、本稿 2.4.3 における考察は、ボールに関して減価償却を導入する(その計算の基礎として取得費のステップアップを認める)ということであれば、(金銭の時間的価値部分を見れば)一回限りの課税に揃える筋が不可能ではない、というものであった。

もう一つの筋として、現金を拾うこととホームラン・ボールを拾うこととで課税の回数が違うことは、おかしくないかもしれない、という筋も候補に挙げられる。前款における例H・例Kと例J・例Lとの違いをまとめると、包括的所得概念の理想に沿った課税をすると、減価償却が認められない資産に関しては(資産価値全体とまでは言わないがそれに近い形で)二重課税がなされるのに対し、減価償却が認められる資産に関しては(金銭の時間的価値部分に対する課税を見れば)一回限りの課税に近い課税結果となる、という違いがあることが分かる。包括的所得概念の理想に沿った課税は、必ずしも一回または二回のどちらかに揃えられるとは限らないので、片方が一回限りの課税で他方が二重課税をしているというだけでは包括的所得概念の理想に沿っていないかどうか明らかでならない、という筋での考察である。

ホームラン・ボールについて二重課税するとすればどのような趣旨の課税とどのような趣旨の課税が重なるのであろうか。日米のプロ野球界ではホームラン・ボールは拾った者の所有物となるという慣行が私法上確立しているものと見受けられるが、これは当然の前提ではない。ホームラン・ボールの所有権を球団が手放さずにオークションにかけて球団の収入源にするという私法関係も想像しうる。

例M 元々0⁵⁸だったボールの価値がホームランによって高騰し、球団・甲がオークションにかけて乙が1000で落札した。甲に1000の所得が生じ400の所得税額が生じる。乙が丙にこのボールを贈与すると、丙に1000の所得があるとされ400の所得税額が生じる。

例Mでは、野球界がホームラン・ボールという消費の対象物を生み出した(言い換えると、付加価値を生み出した⁵⁹)に対する課税と、贈与を受けるという丙の幸運(偶発的利得)に対する課税という二重課税がある。これに対し、ホームラン・ボールは拾った者の所有物となるという現在の慣行は、乙が高値で落札して他人に贈与するという過程を省略したもの⁶⁰、または、甲→売却→乙→贈与→丙という関係が甲→無償移転→丙→売却→乙という関係になったものと見ることができる。そうすると、例Bにおいて拾った時点での一時所得課税は後者の丙の偶発的利得に対する課税に相当し、例Bにおける譲渡益課税は前者の甲の付加価値に対する課税に相当する、と理解できる。例Bにおいてホームラン・ボールを拾った者に対する二重課税があるとすれば、それは偶発的利得を得たという自分自身の被課税ポジションと、付加価値を生み出した球団の被課税ポジションを引き継いだことによる被課税ポジションが、偶々同一人物に重なっただけである(そして)、と考えることができるのではなかろうか。

それでは現金を拾った場合はどうであろうか。

例N 丁が1000の賃金を稼ぎ、現金1000を竹藪に捨てる。丁が捨てただけでは控除が認められるとは限らず⁶¹、丁に400の所得税額が生じる。戊が竹藪で現金1000を拾う。戊に400の所得税額が生じる。

例Nでは、丁の生み出した付加価値に対する課税と、戊の偶発的利得に対する課税という二重課税がある。

現金を拾った場合に一回だけの課税で済むのにホームラン・ボールを拾ったら二重課税されるというのはおかしい、という議論は、例Nの戊と例Mの丙のみに着目した議論である。しかし、現金を落とした者及びホームラン・ボールの所有権を手放した者を含めて観察すると、現金であってもホームラン・ボールであっても二重課税はありうると考えることは不可能ではない。

偶発的利得については、その背景に何らかのタイミングで付加価値生産があった筈(誰かが消費したいと思うような付加価値生産がなければ、価値がつかないのであるから、価値がつかないものについて偶発的利得も生じえない)である。包括的所得概念の下では付加価値生産に対する課税と偶発的利得に対する課税という二重課税を正当化する論理構成が、殆ど常に考えられうる、ということなのではなかろうか。

尤も、二重課税を正当化する論理構成が考えられうるということは、必ずしも二重課税を否定する論理構成が考え付かないということを意味するものではない。例Nにおいて丁がわざと現金を竹

⁵⁸ 球団がボール製造業者に支払うボール1個の仕入額は、高騰したホームラン・ボールの価値と比べれば無視しうるほど小さいという仮定である。

⁵⁹ 付加価値を生み出したのは誰なのかという問いに答えるのは難しい。ホームランを打ったボンズ選手一人の力でボールが8000万円(マグワイヤ選手のホームランの場合は約3億円)相当の効用を消費者にもたらしたとは考えにくく、かといって野球球団だけの力によるものでもなく、野球界の積み重ねがあってこそ消費者に8000万円相当の効用をもたらしたのだと考えられる。そう考えると特定の者を想定し難い。ここでは課税ポジションの移転を考えているので誰であるかは重要ではなく、便宜的にボールの前所有者であると目される野球球団に着目している。

⁶⁰ 球団・甲がホームラン・ボールを丙に贈与した場合、甲は寄附金損金算入が認められない範囲で課税を受け、丙は受贈益という所得に対して課税を受ける。

⁶¹ 例えば竹藪から数千万円の現金が見つかった事例があったが、竹藪に現金を捨てるなどした場合、損失として控除することはできないであろう。尤も、不法なことをして得た現金を竹藪に捨てたということであったとすると、落とし主はそもそも現金収入を申告せずに脱税していたかもしれない。この場合は前所有者における控除の有無の議論に結びつく。

藪に捨てたということであれば丁は控除を主張できないであろうが、丁が災害等やむを得ない事情によって現金を落としたのであれば控除が認められるかもしれない、その場合は戊に対する一回限りの課税となる。例Mにおいて甲がオークションにかけず丙にボールを贈与した場合、甲が寄附金損金算入限度額を既に使い切っていれば甲は益金算入のみをすることになって甲と丙の二重課税が生ずるのに対し、甲の寄附金損金算入限度額に余裕があれば丙のみへの一回限りの課税となる。そして、例Bについて、偶発的利得を得たという自分自身の被課税ポジションと、付加価値を生み出した球団の被課税ポジションを引き継いだことによる被課税ポジションを考えたが、ボールの所有権を失った球団の控除可能性という租税属性も引き継ぐものと考えれば、結果的に一回限りの課税となる。

こうして見てくると、包括的所得概念が偶発的利得を課税所得に含めるとしているから二重課税の問題が生じる(この説明は、偶発的利得を課税所得に含めないとする制限的所得概念との対比で意味を持つ)というよりも、偶発的利得者の前所有者について控除が認められない場合に二重課税の問題が生じると説明した方が、問題の核心に迫りやすくなりそうである。

2.5. 小括

くどくどと仮想設例に基づいて思考実験をしてきたが、ここで要約しよう。

2.1 では、被相続人が得た賃金に課税し、課税済賃金が相続された場合にまた課税するという二重課税を【現行法のベースライン】と設定した。

2.2 では、相続・贈与課税と譲渡所得課税との関係について考察した。2.2.1 では、限定承認に係るみなし譲渡課税について、現行法のベースラインに沿っていることを確認した。2.2.2 では、相続・贈与課税と含み益に対する所得課税を別々の課税であることが、包括的所得概念に忠実な課税をする場合と比べて、租税負担合計を増やしているわけではないことを確認した。

2.3 では、福岡高判平成 19 年 10 月 25 日訟月 54 卷9号 2090 頁を素材として、年金受給権に対する相続課税と年金に対する所得課税との関係について考察した。ここには、保険差額利益の課税問題と金銭の時間的価値の課税問題がある。2.3.2 では、保険差額利益を 2.2 の含み益に相当するものと捉えて、【現行法のベースライン】に沿う方法を考察した。2.3.3 では、年金という将来利益と、その割引現在価値で計られる年金受給権との関係について考察し、金銭の時間的価値に対する課税は素朴な租税公平感が支持しなくなるのではないかと論じた。これは【現行法のベースライン】の問題というよりも、【包括的所得概念の理想】に沿った課税の問題である。2.3.4 では、保険差額利益と金銭の時間的価値の二つの問題が複合する際についての整理を試みた。ここでは【現行法のベースライン】に沿った課税方法(実現主義)と【包括的所得概念の理想】に沿った課税方法(時価主義)とが違ってくる可能性があることを論じた。

2.4 では、高値がつくホームラン・ボールを素材として、一時所得課税と譲渡所得課税との関係について考察した。2.4.1 で、現行法を素直に解すとホームラン・ボールを拾った者に一時所得課税と譲渡所得課税の二重課税がなされるかもしれないことを指摘した上で、2.4.2 では、現金を拾った場合に一回限りの課税で済むであろうことと比べてバランスを取るための課税方法を考察した。しかしそれは【現行法のベースライン】からは逸脱する可能性がある。なお、現金を拾った場合についても二重課税することが考えられないのではない旨も論じたが、これは譲渡所得という所得分類に依存した筋であり、2.2.2 で譲渡所得という所得分類自体が問題ではないと論じたことと整合しないので、その筋は深入りすべきではないとした。2.4.3 では、【包括的所得概念の理想】に沿う課税方法ならば、減価償却が認められない資産に関して金銭の時間的価値部分にとどまらない範囲で二重課税が生じることを見た。これは、逆に言えば、ボールに関しても減価償却を認めれば一回限りの課税に近づくという筋になる。このように考えてくると、ホームラン・ボールを拾った者に対し、どういった課税をすることが【現行法のベースライン】または【包括的所得概念の理想】に沿った課税方法となるのかについて、混乱が生じる。2.4.4 では、そうした混乱が起きる原因を考察した。そして、現金やボールを拾った者だけではなく、それらの前所有者、つまり現金を落とした者やボ

ールを手放した者も含めて課税関係を考察した。その結果、現金とボールのどちらについても、二重課税を正当化する論理構成も二重課税を否定する論理構成も、構築しうるということになった。その鍵は、偶発的利得を課税所得に含めることの是非よりも、前所有者について控除を認めるか否かにある、と考えられる。

こうした考察を踏まえ、第3章以下では控除可能性について考えていくこととしよう。

3. 所得概念の整理

3.1. 金銭の時間的価値に対する課税

包括的所得概念の定義式は(一定期間中の)所得＝消費＋純資産増加とされる。金銭の時間的価値に対する課税が非中立・非効率をもたらすという批判はあるが、日本やアメリカでは包括的所得概念が採用されているとされる⁶²。

金銭の時間的価値に対する課税の弊害は次のように説明される。

利子率年 10% (割引率も同じとする)、税率 40% とする。A・B は第 0 年度に 1000 稼ぐ。A は全て消費する。B は第 0 年度に全て貯蓄し第 1 年度に全て消費する。

A: 第0年度	所得 1000	税額 400	消費 600
B: 第0年度	所得 1000	税額 400	貯蓄 600
第1年度	利子 60	税額 24	税引後元利合計 636

B は第 1 年度に 636 を消費できるが、第 0 年度における割引現在価値は $636 \div 1.1 = 578$ であり、第 0 年度に 600 消費する A と比べて不利である。

こうした数値例を元に、包括的所得概念は貯蓄と消費との選択について非中立的であり非効率的である、という非難がなされる。

こうした非難をする者は、消費型所得概念に基づく課税が効率的であるとする。上の例で B が翌年得た利子 60 は今年 600 を貯蓄したことについての金銭の時間的価値にすぎず、この金銭の時間的価値について課税すべきでない、という考え方である。

B の第 1 年度の利子 60 に課税しなければ、B は第 1 年度に 660 を消費することができる。その第 0 年度における割引現在価値は $660 \div 1.1 = 600$ であるから、第 0 年度に 600 消費する A と比べて有利不利がない。

同じ課税結果を達成する方法として、利子所得に課税しないのではなく、今年貯蓄した部分は課税所得に含めない、という方法もある。この場合、B の第 0 年度の税額は 0 であり、1000 を貯蓄することができ、第 1 年度に 1100 に増えたところで 440 の税額を納め、660 の消費をすることとなる。前段落の方法を事前の視点(ex ante)に基づく課税、本段落の方法を事後の視点(ex post)に基づく課税と呼ぶことにする⁶³。事前の視点と事後の視点のどちらが望ましいかの理屈は詰めていない⁶⁴が、とりあえず本稿では断りのない限り事後の視点に基づく課税を念頭に置くこととする。

3.2. 贈与等(無償移転)に対する課税

贈与・相続等の無償移転についても二重課税がある。包括的所得概念に忠実な課税を念頭に置くと、C が 1000 稼いだ時に 40% の課税を受け、残りの 600 が D に贈与されると D の手元でも

⁶² ヨーロッパ(英国含む)では制限的所得概念(偶発的利得は課税所得に含めない)の伝統が強いとされるが、本稿では制限的所得概念に深入りしない。

⁶³ 消費型所得概念に基づく課税を事前の視点に基づく課税、包括的所得概念に基づく課税を事後の視点に基づく課税、と呼ぶことが多いが、本稿は消費型所得概念を基礎として事前の視点と事後の視点を分けている。

⁶⁴ 参照: 浅妻章如「値上がり益課税適状の時期——所得税法 58 条・法人税法 50 条の交換特例をきっかけに——」金子宏『租税法の基本問題』(有斐閣、2007)377 頁。

40%の課税を受け、結局Dの税引後の受贈額は $600 - 240 = 360$ しかない。

この二重課税は包括的所得概念の定義式(所得＝消費＋純資産増加)から論理必然的に導かれる訳ではないが、一般にDにとっての受贈は純資産増加に含められ、Cの贈与もCにとっての消費に含められる(Cの課税所得の計算において控除されない)とされているために、贈与に関して二重課税が起きる⁶⁵。消費の定義を変えれば、この二重課税はなくせるが、そのように定義を変えるべきか否かは理屈だけで決められる問題ではなく価値判断の問題とされる。

3.3. マトリックス

一般に包括的所得概念というときは金銭の時間的価値に課税し贈与を消費に含めるものとして想定されるが、金銭の時間的価値の扱いと贈与等の扱いは論理的には別個の問題であるので、次のようなマトリックスを考える⁶⁶。

	贈与等を消費に含める	贈与等を消費に含めない ⁶⁷
金銭の時間的価値に課税する	(あ)包括的所得概念	(い)減価償却型
金銭の時間的価値に課税しない	(う)贈与等非控除型	(え)贈与等控除型

金銭の時間的価値に課税するか否かの問題と贈与等を消費に含めるかの問題とは、理論的には一応異なる問題であるが、断りのない限り、本稿で包括的所得概念というときは、一般的には金銭の時間的価値に課税し贈与を消費に含めるものという(あ)を想定する。理念的には、金銭の時間的価値に課税を及ぼすものの贈与等を消費に含めない(い)のタイプも存在しうる(減価償却で調整するタイプ⁶⁸ということでは減価償却型と仮称しよう)が、本稿は金銭の時間的価値の課税を排除することを議論の前提とするので、(い)について深入りしない。消費型所得概念(金銭の時間的価値に対する課税はしない)という場合、一般に思い浮かべられるのは(え)である(二重課税の排除を研究した William D. Andrews⁶⁹の影響)が、贈与等について消費に含めるか否か(控除を認めないか認めるか)は消費の定義次第であるという観点から、(う)を贈与等非控除型、(え)を贈与等控除型と仮称しよう。これからの議論の予告となるが、(う)は贈与等をする者への動機付けに着目し、(え)は世に生み出された付加価値の破壊に着目している、ともいえる。

3.4. 包括的所得概念の論拠

包括的所得概念は上記のような二重課税をもたらすとの批判に晒されてきたが、富の集中を避けるため(富を再分配するため)という政治的な意図を持って二重課税を厭わず所得概念が考えられたとされる。そして、二重課税をなくすか富を再分配するかは価値判断の問題であるとされる。

⁶⁵ 贈与等が消費に含まれることについては、藤谷武史「非営利公益団体課税の機能的分析(1・4・完)——政策税制の租税法学的考察——」国家学会雑誌 117 卷 11・12 号 1021 頁、118 卷 1・2 号 1 頁、3・4 号 220 頁、5・6 号 487 頁(2004-2005)参照。

⁶⁶ 参照：神山弘行「租税法における年度帰属の理論と法的構造～政府と納税者の視点の峻別～」(助手論文 2009 年・未公刊) 124 頁。…縦軸は純資産増加に課税するか否か、横軸は相続・贈与について二重課税をするか否か、というマトリックスとなっている。(あ)に相当する箇所は、Ability-to-pay income、以下、(い)Standard-of-living income、(う)Ability-to-pay consumption、(え)Standard-of-living consumption となっている。

⁶⁷ 贈与等にまつわる二重課税を解消する方法としては、贈与者側で控除する方法と、受贈者側で所得に算入しない方法があるが、とりあえず今はその違いに目を瞑る。

⁶⁸ 本稿 2.3 における年金受給権と年金の課税問題について考えると、年金に対する所得課税において減価償却を認めるというタイプ(本稿 2.3.3)は、金銭の時間的価値部分に対する二重課税は残しつつ、年金受給権全体に対する相続課税と保険差額利益に対する所得課税との競合は排しているので無償移転部分についての二重課税は排除するものといえる。

⁶⁹ Cf. William D. Andrews, A Consumption-type or Cash Flow Personal Income Tax, 87 Harvard Law Review 1113 (1974).

贈与等に関する二重課税についても、贈与を消費に含めるのは、贈与者の支配力に着目しているが故であるとされる。⁷⁰

3.5. 包括的所得概念への批判と理想論

しかし、再分配という価値判断を重視してもなお、包括的所得概念の優位は基礎付けられないという議論がある⁷¹。金銭の時間的価値に課税することは、林檎より蜜柑に重い税を課すのと同様に、今年の消費と翌年の消費との選択において片方だけに重い税を課すのと同じである、という理屈である。再分配という価値判断を重視するならば、林檎と蜜柑を同様に扱いつつ再分配のための累進税制を設計することと同様に、今年の消費と翌年の消費とを同様に扱いつつ(即ち金銭の時間的価値に対する課税を諦めつつ)再分配のための累進税制を設計すれば済む筈である、ということになる。現在の理論状況の下では、少なくとも理想論のレベルでは、再分配のために金銭の時間的価値に対する課税も厭わないとする包括的所得概念の論拠は、十分に論破されたといつてよからう⁷²。

そこで本稿では、(純資産増減も課税所得に含めて金銭の時間的価値部分に課税することをせず)【消費のみに対する累進税制の設計だけで再分配を図ればよい】という理想論を前提とする。この理想論の妥当性自体は大変な議論の対象となりうるものであるが、私は金銭の時間的価値に対する課税に嫌悪感を覚えている上にその理想論を打破できる自信がないので、本稿ではこの理想論の善し悪しについて深入りせず、考察の前提とする。

ところで、先述のように金銭の時間的価値に対する課税をするかしないかは、贈与等を消費に含めるか否かの問題とは独立している。しかし、消費型所得概念として一般的に思い浮かべられる(え)の型を念頭に置くと、相続税廃止論に結びつきやすい。

例1 現行法の下で被相続人Eが賃金 1000 を稼ぐと 400 の所得税額が生ずる。相続人Fが税引後賃金 600 を相続すると 240 の相続税額が生ずる。Fは 360 だけ消費できる。

例2 (え)の理想に沿った課税を考えると、被相続人Eが賃金 1000 を稼いでも、それが全て遺産となるのであればEの消費に含められないのでEは課税されない。相続人Fが 1000 を相続した時点でも課税するにふさわしいタイミングではないが、相続人Fがその 1000 を消費に充てた時に 400 の所得税額が生じる。Fは 600 を消費することができる。

例3 被相続人Eが賃金 1000 を得た時点で 400 の税額が生じるが、代わりに相続人Eが相続した 600 について相続時点のみならず消費時点においても課税されない。結局Fは 600 消費する

⁷⁰ この他に、税制は逐次変更されるので、生涯の税負担に着目する消費型所得概念よりも、一年毎の税負担に着目する包括的所得概念の方が優れている、といわれることもある(Time Frameの問題などと呼ばれる)。こうした論者は、今年の私と翌年の私と同じだという想定を疑っている。しかし、この議論について、今年の私と翌年の私とが同じであるとは限らないといえるとしても、【消費型消費型概念が優れているとは限らない】ということがいえるのみであって、【包括的所得概念が優れている】ということ为基础付けるとまではいえないのではないかと私は考えている。藤谷・註 71 参照。

⁷¹ 参照:藤谷武史「所得税の理論的根拠の再検討」金子宏『租税法の基本問題』(有斐閣、2007)272 頁が紹介する Joseph Bankman & David A. Weisbach, The Superiority of an Ideal Consumption Tax Over an Ideal Income Tax, 58 Stanford Law Review 1413 (2006)。

⁷² 藤谷・註 71、272 頁脚註 2 参照。なお、念のために述べると、藤谷論文自体は消費型所得概念の勝利宣言をしているわけではない。しかし、少なくとも理想論のレベルでは、消費型所得概念の欠点が論じられる可能性はあっても包括的所得概念の優位が論じられる可能性は極めて低く、あるとしても、包括的所得概念とも消費型所得概念とも異なる別の所得概念の提唱くらいではなからうか。

ことができる。

一般に相続税廃止という例3の数値例が想起されるであろう。これは、EとFの税率が同じであれば、(え)の型の理想に沿った例2と経済的には同じ課税方法である。従って、消費型所得概念は相続税廃止論と親和性が高い。しかし、【消費のみに対する累進税制の設計だけで再分配を図ればよい】という理想論を前提としつつ、(う)の型として贈与等が消費に含められると考えられるならば、例1と(課税のタイミング以外の点において)同じ課税方法となる(Fが相続した時点で240の相続税額が生じるのではなく、Fが相続財産600を消費する時点で240の所得税額が生じる)。

そこで、第4章では本章のマトリックスの(う)か(え)か、即ち被相続人Eにとって相続・贈与等を消費に含めるか否かを考察する。第5章では、相続人Fに対するどのような課税方法が考えられるかを考察する。

4. 遺産動機と被相続人に対する課税

4.1. 四つの遺産動機

大富豪Aとその子C(遺産がある)、貧民Bとその子D(遺産がない)を想定する。

遺産動機と課税のあり方については(必ずしも消費型所得概念を前提としているとは限らないが)既に研究の蓄積がある⁷³。遺産動機は四つあるとされる。第一が、たまたま消費し損ねて残ったものとしての遺産(偶発的遺産)、第二が、介護役務等の対価としての遺産(戦略的遺産動機または交換的遺産動機)、第三が、贈与自体に贈与者が喜び(自己満足?)を感じているという贈与の喜び、第四が、意図的に(つまり消費し損ねとも異なる)子の幸せのために(つまり何かの見返りとも異なる)あげる遺産(利他的遺産動機)である。

なお、以下で各類型の遺産動機に基づく遺産がAの消費に含められるか(Aの所得として課税されるか)という議論をするが、遺産がAの消費に含められる(Aに対し課税される/Aの課税所得から控除されない)という表現の意味するところは、Aが賃金等を稼得した時点で課税がなされとは限らない(【消費のみに対する累進税制の設計だけで再分配を図ればよい】という理想論のため)ということ前提として、Aの死亡時に遺産相当額がAの消費額(即ちAの課税所得額)に含められるものとしてAに所得課税をする、という意味である。もし、Aが賃金を得た時点で既に課税されていたならば、Aの死亡時にAに還付がなされないという意味である。

4.1.1. 第一:偶発的遺産動機

第一の類型について、大富豪Aが意図した結果ではなく、どのような税制を設けてもAの行動が変化するという問題は起きないので、課税によって行動の歪みが起きるかという効率性の観点からは、Aに課税すべきとも課税すべきでないとも言い切りがたい。尤も一般的には、課税してもAの行動は変化しないのだから(効率性の観点)⁷⁴、課税して他の税源からの税収を抑えるべきであると考えられている⁷⁵。

逆に、消費に応じた税負担配分という発想(効用に応じた課税という公平の観点)からは、消費し損ねた部分についてAが消費をした(効用を得た)訳ではないので、Aに課税すべきでない

⁷³ 参照:国枝繁樹「相続税・贈与税の理論」フィナンシャル・レビュー2002年10月108頁;増井良啓「遺産動機と消費税: Barbara H. Fried, Who Gets Utility from Bequests? The Distribution and Welfare Implications for a Consumption Tax, 51 Stan. L. Rev. 641-81 (1999)」アメリカ法2000年100頁等。

⁷⁴ 消費し損ねた分は課税するとなると、Aは【課税されるくらいなら自分で消費する】と考えるかもしれない、A自身の消費を過大にさせるという歪みをもたらすのではないか、という議論が考えられる。しかし、それは既に【消費し損ねた】の定義から外れる。遺産とするか自分で消費するかの選択の結果としての遺産は、第一の類型ではなく第三・第四の類型の遺産である。

⁷⁵ 国枝、註__、__頁。

考えられる。

他の税源からの税収を抑えるという間接的な効率性の観点と、Aが消費してなかったという直接的な公平の観点と、どちらを租税政策論において重視すべきか、理屈のみでは明らかにならない。

4.1.2. 第二:交換的遺産動機

第二の類型について、AがCの介護役務等の見返りに資産を遺すならば、それは遺産動機の定義からしてAにとって消費であり、Cにとって労働所得である。従って公平の観点からは遺産についてAに対し課税すべきということになる。家族内での役務消費は帰属所得として一般に課税されていないということとのバランスが別途問題となりうるが、理想的な税制設計という議論のレベルにおいては、帰属所得も課税されることが前提とされよう。

効率性の観点からも、Aによる他の消費(自分でトマトを買って食べるなど)との選択との中立性を維持するために、遺産は消費の対価であるということと遺産についてAに対し課税すべきであるということになる。⁷⁶

4.1.3. 第三:贈与の喜び

第三の類型について、財産を使うのはCであってAではないという視点に立つ(何か生産されたものでなければ消費することはありえず、生産物に対して一回の課税機会があればよいという発想)と、Aの消費ではないということになり、Aの遺産はAの課税所得から控除すべきということになる。本稿 4.1 で前述したように、もしAの遺産が課税済み賃金であったならば、遺産にかかっていた税額を還付すべきであるということになる(Cが相続して消費した時点でCの消費としてCに課税すべきということになる)。これが効率性の観点からの議論なのか公平の観点からの議論なのかは判然としませんが(後述するように効率性の観点と見る余地もないではないが)、どちらかという公平の観点寄りの議論であると思われる。

⁷⁶ 研究会において、神山弘行から、介護役務等の見返りと利他的遺産の他に、AがCに保険を引き受けてもらっていることの対価も観念できるのではないかと、という興味深い示唆を受けた。Aが要介護になった後の介護役務に対応する対価としての遺産部分だけではなく、要介護とはならなくとも要介護になった後に介護役務を提供してもらうことを期待して財産を遺すとか、要介護になった後でもいつまで介護役務を受けるか判然としないので実際の介護役務提供期間より長い期間に対応するような財産を遺す(例えば介護役務料を1日2万円と考えるとして、現実に介護役務を受けたのは2000日間であるとする介護役務等の見返りの遺産は2000万円ということになるが、要介護状態が1500日とか2000日とか続く可能性もあるとして3000万円とか4000万円とかの財産を遺すということが考えられる)とかいった場面を想定しているものと思われる。なお、ファイナイト保険のような1対1の関係では対数の法則が効かないことから、保険と性格付けるのはおかしいかもしれないという議論もあるにはあるが(ファイナイト保険と預かり金認定との関係について、参照、東京地判平成20年11月27日判時2037号22頁)、1対1でもAのリスクをCという支えによって緩和してもらっていると見れば、我々が通常観念するところの消費(トマトを食べるような消費)と異なり直接的な対価関係が見出し難い資産移転(それを保険というか預け金というかはともかくとして)があるということではできよう。この場合、保険役務の消費部分と保険に伴う移転部分を分けると、前者についてはAに課税すべきことが明らかであるが、後者についてはAに課税すべきと言いきれない。後者の一部分については保険役務をAが消費することの対価であるとも見ることが不可能ではないかもしれないが、後者の大部分については保険役務の消費の対価というよりも【余った部分は子孫に遺してやりたい】という第一もしくは第四の遺産動機に近いものとも見るべきであろうか。

Aは自分で使ってしまうことと天秤にかけた上でCに遺すことを選択した⁷⁷のだから、Aの行動に歪みを与えるべきではないという観点(消費は真の意味の所得であるところの【効用】の代替であるにすぎず、消費の対象となる生産が有るか無いかを考慮しないという発想)からは、Aの消費として遺産をAの課税対象に含むべきであるということになる。これは行動の歪みに焦点を当てているので公平の観点からというよりも効率性の観点からの議論ということになる。

例えば、課税のない世界で8000を有する或る者が林檎に7000を蜜柑に1000を投じるのがその者にとって最適であるというような消費選好が考えられうるのと同様に、8000を有するAが自身で7000を使いCに1000を遺すことがAにとっての最適であり、Cの所得が幾ら増減しても、Cに1000を遺すことがAにとって最適である、という状況を仮想する。これはつまり、AがCの生活を慮って財産を遺すというのではなく、Aが自己満足のためにCに1000を遺す(Cを愛しているのではなくCを愛しているというポーズをするA自身を愛している)ということである⁷⁸。

次に、Aが40%で課税される世界において、税引前所得8000を有するAが自身で7000を使おうとする場合に2400の税額が生じ、AがCに1000を遺そうとすることについても400の税額が生じるとすれば、自身で使うか遺すかの選択について、林檎を買うか蜜柑を買うかという選択と同様に、中立的な課税がなされることとなる(但し所得効果は無視しているという欠陥がある⁷⁹)。ここでのポイントは、Cの税率が低くても高くても、Aが我が身可愛さで遺す額を決めるのであれば、Aの遺産についてAの消費と同視してAに対しAの税率で課税すべきということになる、ということである。

4.1.4. 第四:利他的遺産動機

第四の類型についても、Aが消費しているのではなくあくまでCが消費していると考えれば、第三の類型と同様に、遺産についてAに課税すべきではないということになる。これは公平・効率性どちらの観点もありうるが、どちらかという公平の観点寄りの議論であると思われる。

Aにとっての消費を考える際にAの行動の歪みに着目するならば(従って以下はどちらかという効率性の観点からの議論と考えられる)、第四の類型ではCの効用がAの効用に影響するということから、AがCの消費をA自身の消費と同視するのであれば、以下のように外国税額控除制度のような発想がでてくる。

例1 もしAの適用税率が40%でCの適用税率も40%ならば、Aの消費に40%で課税し、遺産に課税せず、Cの消費に40%の税率で課税することで、Aの選択が歪められないこととなる。

⁷⁷ 淵圭吾から、自分の所有物を捨ててしまう(例えば貴重な絵画を燃やしてしまう)ことも、処分の一種であるのか、という疑問を提起されたことがある。絵画を自分で鑑賞することと天秤にかけて燃やすという行為を選択したのであれば、やはり課税所得からの控除は認められない、と考えられるであろう。

⁷⁸ 【○○が××という慈善団体に〇〇円寄付したが、○○の売名行為というだけだ】というような寄付が仮にあるとすれば、これは第三の類型の遺産動機と同種といえよう。尤も、純粋な売名行為としての寄付であるならば、それは投資であるから、控除すべきということになる。現実世界では、贈与の喜びとしての寄付と投資(売名行為)としての寄付が重なることもありえよう。概念を定義したとしても、現実世界でくっきりと区別できるとは限らない、ということは留意しなければならない。

⁷⁹ 課税のない世界において林檎と蜜柑を7:1の割合で消費することが最適である者にとって、課税のある世界においても林檎と蜜柑を7:1の割合で消費することが最適であるとは限らない。課税による所得効果のために、林檎と蜜柑との選好に変化が生じうる。同様に、課税のない世界において自身で使うか遺すかを7:1に配分することが最適であるAにとって、課税のある世界においても7:1に配分することが最適であるとは限らない。

しかし、どちらの選択肢が所得効果の影響を強く受けるかということの本稿で考える余力はないので、これ以上の深入りはしない。

例2 もしCの適用税率が30%ならば、Aの消費に40%で課税し、Aの遺産に14.3%で課税し、Cの消費に30%の税率で課税することで、Aの選択が歪められないこととなる。課税のない世界でAがCに1000使わせるつもりであったとして、遺産に14.3%の税率が適用されると857が残り、それについてCが30%の税率で課税されると、結局Cが消費できるのは $600(=857 \times 0.7)$ になるという計算である。

例3 もしCの適用税率が50%ならば、Aの消費に40%で課税し、Aの遺産に-20%で課税し、Cの消費に50%の税率で課税することで、Aの選択が歪められないこととなる。課税のない世界でAがCに1000使わせるつもりであったとして、遺産に-20%の税率が適用される(つまり20が還付される)と1200が残り、それについてCが50%の税率で課税されると、結局Cが消費できるのは $600(=120 \times 0.5)$ になるという計算である。

例3は、外国税額控除に関し、外国の税率の方が高い場合にもフルで外国税額控除を認めると還付が必要となる、ということと同様の発想である。尤も、外国税額控除をフルに認めることがない⁸⁰のと同様に、遺産に-20%で課税する(20%還付する)こともない、とされるかもしれない。

なお、以上の説明について補足がある。A自身が使ってしまう場合との比較対象は、Cの消費額 $\times \alpha$ であるというような係数を考えるのが通例であるが、まずは計算の便宜のため $\alpha = 1$ と想定していたのが例1～例3であるということになる。次に $\alpha = 1$ とは限らない⁸¹と想定すると、以下のような計算になる。

例4 課税のない世界で8000を有するAがCに1000遺し、Cが1000消費すること⁸²を、AはA自身にとっての $1000 \times \alpha$ の消費と同視すると仮定する。Aは自分のために7000を使う。Aにとって自身で使うか遺すかの最適な配分は【7000:1000 $\alpha = 7: \alpha$ 】であるということになる。

例5 A・Cどちらについても税率が40%であるならば、1000の遺産をCが消費しようとする際に400の課税を受けるのでCは600しか消費できない。これはAから見てA自身にとっての $600 \times \alpha$ の消費と同視されることになる。A自身は7000について2800の税額を納めた残りである4200を使う。Aにとって自身で使うか遺すかの配分は【4200:600 $\alpha = 7: \alpha$ 】である。 α が一定であって所得効果を見捨てるならば、1000の遺産をAの課税所得に算入すべきではないということになる。

例6 Aの税率が40%、Cの税率が30%ならば、AがCに1000遺そうとする際に、遺産に14.3%で課税することにより、Cの消費額が $600(=1000 \times (1 - 0.143) \times (1 - 0.3))$ となるので、Aにとって自身で使うか遺すかの配分は【4200:600 $\alpha = 7: \alpha$ 】となる。

例7 Aの税率が40%、Cの税率が50%ならば、AがCに1000遺そうとする際に、遺産に-20%で課税する(20%分を還付する)ことにより、Cの消費額が $600(=1000 \times \{1 - (-0.2)\} \times (1 - 0.5))$ となるので、Aにとって自身で使うか遺すかの配分は【4200:600 $\alpha = 7: \alpha$ 】となる。

実際には α が一定であるとは限らない。もしかしたら、課税によってCが貧しくなることに関して、 α は例4におけるよりも例5～例7における方が高くなるかもしれない。逆に、課税によってAが貧しくなることに関して、 α は例4におけるよりも例5～例7における方が高くなるかもしれない。また、例3と同様に例7で還付を認めることについては抵抗があるかもしれない。あくまでも便宜的な計算例にすぎない。

⁸⁰ 外国税額控除導入当初のアメリカは例外であると言われる。

⁸¹ α は1より大きいことも1より小さいこともありえようし、マイナスであることもありえよう。 $\alpha > 1$ という場合、Cが使うことがA自身で使うことよりも嬉しいという位、AがCを溺愛しているということである。 $\alpha < 0$ という場合、AはCが不幸せになることを願っているということであり、Cの消費を減らすためにA自身の財産を使うことすら厭わないという状況である。通常の親にとっては、 $0 \leq \alpha < 1$ という関係(AはCの幸せの一部をA自身の幸せと同視する)なのではないかと推測される(子を持っていない私にはよく分からないが)。

⁸² Aの死後のことであれば、正確には【Cが1000消費するであろうと予測すること】となる。

第三・第四の類型は、現実社会において区別しようとしても難しいと推測される(A本人に尋ねても自分がどういふつもりで財産を遺すか答えられるとは限らないと思われる。一応の区別の仕方としては、【相続人・受贈者の税率が高くなるとしたら遺産額・贈与額を増やそうと思いますか】という質問をして、答がはいであれば、第四の類型ということになり、答がいいえであれば、第三の類型ということになる)が、公平の観点とはともかく効率性の観点からAの行動の歪みに着目する場合、第三と第四の類型は相当異なるということが分かる。第三の類型では、Cの適用税率がどうであれ遺産についてAの消費と同視してAの税率で課税すべきであるのに対し、第四の類型では、原則として遺産についてAの消費と同視せずAに課税すべきではない(Cの税率が低ければ少し課税すべき)ということになる。

4.2. 消費と自発的移転との区別

本稿 4.1.1～4.1.4 について、とりわけ第三・第四の類型について、Aの消費をどう定義するか(本稿 3.3 のマトリックスにおいて(う)と(え)のどちらを採るか)が鍵となっている。これは消費と自発的移転とを区別するか(そして区別できるか)⁸³という問題ともいえる。この問題は率直に言って難しい。愛娘の笑顔に対する支払と酒場のお姐さんの笑顔に対する支払に、どのような区別を見出すことができるか、そして区別すべきかという問題を、私は学生に対する講義で使わせてもらっている⁸⁴が、未だに答を見出せていない。

4.2.1. 仕事と趣味との区別

例として、EがFの歌を聴いてFに支払(これを対価と呼べるかは後述のように微妙である)をしたとする。通常、Eの支払は消費とされ移転とは扱われない(Eの課税所得から控除されない)であろう。そしてFの受け取りについてはFが消費する際にFの課税所得に算入される。これが二重課税として非難されるかという点、非難はあまりないと予想される。Fが仕事として歌っていたならば、Fの時間が犠牲にされているからである。しかし、Fが趣味として歌っていただけでFが歌を聴く対価をEに請求していなかったならば、Fの時間が犠牲になっていない。この場合、何も犠牲になっていないのに消費といえるのかという点で、Eの支払がEにとって消費であるのか疑問の余地がある。仮にここに疑問の余地を認めるとして、では、Fが仕事として歌っていたか⁸⁵趣味として歌っていたかで、Eの支出の控除可能性を変えるべきなのであろうか。【歌】の例であるとEの消費が観念され

⁸³ 非自発的移転、例えば紛失による移転は、消費に含まれないといえよう。

⁸⁴ これはオリジナルではなく元々は学部生時に受講した中里実の講義で提起されていた問題である。

⁸⁵ Fが仕事として歌っていた場合であってもEの支払が通常より割高である場合には、Eの支払の全額がEにとって自発的移転に当たらないと言えるか、美妙的な場合があるかもしれない。例えば、音楽をインターネット上で安くダウンロード購入することができるようになって音楽CDの売上が全般的に落ち込んでいるが、一部のアイドル(グループ)の音楽CD売上は落ち込み方が他の音楽CDと比べて緩やかである、という話を耳にすることがある。そうした一部のアイドル(グループ)のファンは【忠誠心】が高く、割高と知りつつ多額の購入をすることでアイドル(グループ)に【お布施】をしている、などと言われることがある(これの極端なバージョンが、中世欧州において貴族が音楽家や画家等といった芸術家のパトロンとなることであろう)。これを見込んでアイドル事務所がわざと割高な販売をする(例えば普通の音楽ファンでは買わないような小さなバージョンの違いの複数の音楽CDを販売する等)という価格差別戦略を採っている、と見ることもできようが、Fにとって仕事であることがEにとって全額消費であることを常に保証するといえるかは、興味深い問題である。しかし深入りする余力はないので、本稿では、Fにとって仕事であればEにとって疑いなく消費であるということを前提としておく。

やすいのかもしれないが、前段落のように【笑顔】の場合はどうであろうか⁸⁶。

本稿 3.3 のマトリックスにおける(え)贈与等控除型は、消費と自発的移転とを区別するという前提であると考えた上で、二重課税を排斥しようとするものであると理解できる。しかし、消費と自発的移転とを区別するか(そして区別できるか)について一義的な解答はないと考えられる⁸⁷。

そもそも二重課税は徹底的に排斥すべきなのであるか。なぜ一般的に二重課税は問題視されるのであろうか。それは、二重課税は大抵の場合非中立的な課税であるからであり、一般的に非中立的な課税は非効率(厚生損失・死荷重損失)をもたらすからである。非効率をもたらすような非中立的な課税については、課税による死荷重損失を上回る価値が要求される。しかし全ての非中立的な課税が非効率をもたらす訳でもない。例えば性転換が不可能ならば性差別的課税は非効率的でないし、しばしば効率的であるとして正当化される非中立的課税としてレント課税(通常の投資利益を上回る利益に重く課税すること)が挙げられる。

そうすると、二重課税であっても必ずしも非中立的・非効率的な課税であるとは限らないということに留意すべき、ということになる。(加えて、非中立的な課税であっても必ずしも非効率をもたらすとは限らない、ということもいえるが、本稿の検討課題に関して非効率的ではない非中立的な課税を考える必然性はないと思われるので、この点については深入りしない。)

4.2.2. 消費に自発的移転を含むか否か:公平・効率性の観点

前款 4.2.1 で消費と自発的移転との区別は自明ではないことを確認した。区別すべきかについては、課税に関する価値判断という基礎を固めなければならない。本稿は【消費のみに対する累進税制の設計だけで再分配を図ればよい】という理想論を前提とすることになっているが、これは金銭の時間的価値に課税すべきでないという判断⁸⁸に基づいているだけであり、消費と自発的移転との区別可能性についての基礎的な価値判断を提供するものではない。

この価値判断に関し、従来は公平の観点を重視するか効率性の観点を重視するかという枠組みで議論されることが多かった⁸⁹ものと思われる。そして、公平を重視する包括的所得概念(本稿 3.3 のマトリックスにおける(あ))と効率性を重視する標準的な消費型所得概念(本稿 3.3 のマトリックスにおける(え))という図式が念頭に置かれがちであったと思われる。本稿 3.3 のマトリックスにおける(あ)及び(う)と、(い)及び(え)との違い(本稿は金銭の時間的価値に対する課税を排斥することを前提としているので(う)と(え)との違いに着目することになる)は、公平の観点という際の公平の基準の設定に関する価値判断の違いを反映したものとして理解される⁹⁰ことが通例であったものと思わ

⁸⁶ アイドルの仕事としての笑顔に支払をすることと、アイドルのプライベートの笑顔に支払をすることとは、同じであろうか、という問題である。

⁸⁷ なお、「消費」という語の通常の意味を思い浮かべれば、自発的移転は消費に含まれるべきではないと考えることとなろうが、「消費」という言葉をここで議論しているのは一般的な用語法との関係においてではなく課税対象の範囲の確定のためであるので、消費という語の通常の意味は本稿で度外視している。

参照:大辞林(提供:[三省堂](#))、[消費](#)《(名)スル》

[1] 物・時間・エネルギーなどを、使ってなくすること。

・時間を無駄に一する

[2] [専門] 経 欲望充足のために、生産された財貨・サービスを使うこと。

⁸⁸ 従来これは価値判断の領域の問題と考えられてきたが、本稿は、価値判断を持ち出すまでもなく論理的に金銭の時間的価値に対する課税は排斥されるべきという規範的判断が導かれる、という前提を採っている。

⁸⁹ 具体例を挙げられるわけではないので藁人形論法かもしれないが。

⁹⁰ 神山・註 66、122 頁では、standard-of-living 基準と ability-to-pay 基準とが対比されて紹介されている。

れる。即ち、(あ)及び(う)は幾ら使ったかではなく幾ら支配しているか(社会全体の総資産の中でどれだけの資産について他人の利用を排しうるか)が課税標準となるべきであるという形で公平の基準を設定しているのに対し、(い)及び(え)は支配力ではなく幾ら使ったかが課税標準となるべきであるという形で公平の基準を設定しているものと理解できる。公平の基準の設定についてどちらが妥当であるか、私には分からない。

そこで次の2款では、議論しやすそうな効率性の観点を検討する。

4.2.3. 効率性の観点1:時間・人的資本等の資源配分の中立性

本稿 4.2.1 における歌に対する支払の例で、仕事か歌かで二重課税か否かの印象が変わるのは何故であろうか。

支払を受ける側のFが仕事として歌を生産している場合、Eが【歌】を消費するということは、【Fの時間や人的資本等の資源を犠牲にすること】をEが購入して消費している、と理解できる。もしこれを消費に含めず課税しない(Eの課税所得から控除する)とするならば、Fが他の方法で時間や人的資源を犠牲にして別の何かを生産することと比べ、不当に優遇されることになってしまう。そうした非中立的な課税が非効率な資源配分(そして死荷重損失)をもたらすことになる。次のような数値例が考えられる。

例 Fが600のトマトを消費したいと考える。税率40%の世界で600のトマトを消費するためには1000稼ぐ必要がある。自分の時間・人的資本等の資源を使って絵を提供するか歌を提供するかを選択しようとしている。仕事か趣味かに関わりなく、絵の購入者については消費であるとして購入者の課税所得から控除されない一方、歌の購入者については消費ではないとして購入者の課税所得から控除されるという税制があるとする。Fの才能は歌より絵の方が優れているので、Fが同程度の資源を投下した場合、課税のない世界において1500の価値がある絵かまたは1000の価値がある歌を提供することができる。税率40%の世界で絵を売ろうとすると、購入者は絵の購入代金を課税所得から控除できないので絵の代金を4割引にしてもらわないと買わない。E'がFの絵を買う際、600の税額が生ずることを見込んで900の代金しか払わないであろう。他方、EがFの歌に支払をする際、その支払を課税所得から控除できることを見込んで、1000を支払うことができる。Fは、自分の得意な絵ではなく歌を提供する方が、600のトマトを消費するためには有利である。歌以外のもの例えば絵に対する支払を消費に含めつつ仕事としての歌に対する支払を消費に含めないとすると、Fの資源配分が攪乱されてしまう。

他方、Fが趣味として歌をもたらした(これを生産と呼ぶかは微妙である⁹¹)場合、【Fの時間や人的資本等の資源を犠牲にすること】がない。そのため、消費と区別される自発的移転が観念されやすくなるものと思われる。Fが趣味として歌っているだけでFの資源配分の中立性に配慮する必要がないとすれば、Eの支払についてEの控除を認めても非効率は生じないということになる。

尤も、趣味であれば資源配分を度外視してよいという論の運びには、多少のごまかしがある。Fが趣味で絵を描いてFが効用を得るが他人から何かを受け取ることはないという場面と、Fが趣味で歌って趣味としてFが効用を得ることに加えてFがEから支払を受けるという場面を想起すると、Eの支払についてEの課税所得から控除を認めることは、Fの資源配分を攪乱する可能性がある。趣味というのは、Fが自分の資源を使って自分に帰属所得をもたらすという生産を行なっていることであると理解できる。たといFの歌がFにとって仕事でなく趣味であるとしても、それだけでFの資源配分の効率性を度外視して良いということの論証にはならない。

資源配分の中立性に焦点を当てるのであれば、Fにとって仕事か趣味かという区別は若干不正

⁹¹ 研究会において、中里実から、生産されたものでなければ消費することはありえないという意見を頂いた。これが公平の観点なのか効率性の観点なのか不分明であるが、資源配分の中立性を念頭に置いたものでないとするれば、愛娘の(仕事ではない)笑顔も生産物と呼ぼうとするのは公平の観点に基づいているものと理解できようか。

確であり、直接的に【資源配分に影響するかしらないか】という区別をするべきであろう。資源配分に影響しない例を思い浮かべるのは少し難しいが、本稿 4.2 における愛娘の笑顔の例は(それが愛想笑い等でないとすれば)、資源配分に影響しない例の一つといえるであろうか。

或る一つのトマト(その背後にはトマト生産に費やされた資源の貢献がある)をHが作ってHが自分で食べれば、そこには一回の消費があり、一回の課税がなされる。HからIにトマトが無償で(かつIの資源を何ら損なうことなく)移転し、更にIからJに当該トマトが無償で(かつJの資源を何ら損なうことなく)移転し、更にJからKへ……と転々贈与されていった場合、世の中で生み出されたトマトという一つの生産物について、複数回の消費があるとされ、複数回の課税がなされる、ということに効率性の観点から違和感を覚えるとすれば、その効率性の観点は資源配分の中立性を念頭に置いているものであると解釈できるのではなかろうか。

4.2.4. 効率性の観点2: 消費者の選択に係る中立性

これに対し、複数回の消費があつて複数回の課税がなされるとしても効率性の観点から違和感を抱かない、という場合もあるかもしれない。トマトについて自分で食べるという選択肢と天秤にかけた上で真に自発的に移転がなされたのであれば、複数回分の効用の発生があつたと考えられ、複数回の課税を及ぼしてもおかしくない、という発想である。これは包括的所得概念に類する発想である。

前款 4.2.3 が、課税所得の物的属性に着目し生産物の背後にある資源の配分の中立性を維持することで効率性を害さないようにするという発想であるとする、効用がありさえすれば何回でも課税を重複させるべきという本款の発想は、課税所得の人的属性に着目し消費者の選択を歪めないようにすることにより効率性を害さないようにするという発想であると理解できよう。

選択に着目しているという点で、包括的所得概念のうち金銭の時間的価値部分の課税ではない方の要素は、効率性の観点からも説明しうると考えられる。しかし十分な説明とはならない。【自分で食べるという選択肢と天秤にかけた上で真に自発的に移転がなされた】という場合であっても、そうした移転には二種類の類型があるということを、ということが前節 4.1 における四つの遺産動機についての検討(とりわけ本稿 4.1.3~4.1.4 における第三の類型の遺産動機(贈与の喜び)と第四の類型の遺産動機(利他的遺産動機)との比較)から見て取れる。

第三の類型のように自己満足としてトマトを贈与する場合(HがIを可愛がって贈与するのではなく贈与する自分に酔って贈与するという場合)は、自分で食べるという選択肢と贈与という選択肢をそのまま天秤に載せて贈与者が行動を決めている。この場合、贈与についても贈与者Hの消費から控除すべきではないというのが効率性の観点のうち消費者の選択に着目する論者の結論となる。

他方、第四の類型のように利他的動機でトマトを贈与する場合(HがIに贈与する際にIが苦境に陥っているとHが知ったらHが贈与額を増やしたいと思うような場合)は、自分で食べるという選択肢と贈与という選択肢を素のまま天秤に載せて贈与者が行動を決めているのではない。課税の重複によってIの消費額が減るということをHが予測するならば、課税のない世界と比べてHは贈与額を増やしたいと思うようになり、課税がHの選択を攪乱することになる。この場合、HとIの税率の差次第で最適な税率が変わりうるが、原則として税率差がないとすれば、贈与者Hの消費から控除すべきであるというのが効率性の観点のうち消費者の選択に着目する場合の結論となる⁹²。

⁹² 利他的動機に基づく自発的移転が親子間の相続としてなされた場合に、利他的遺産動機を持つ被相続人の効用関数を国が尊重すべきか?という疑問はある(Cf. Anne L. Alstott, __ 神山弘行の教示に感謝)。被相続人自身が財産を使うことと利他的遺産動機で遺すこととの中立性を害してはならない、というほどに中立性・効率性の要求は強いのであろうかという疑問である。もし機会平等・格差是正を重視する価値判断に基づくなら、意図的に【子を思う親の心を遺産課税の文脈

以上では、2つの種類の効率性について検討した。資源配分の中立性と消費者の選択の中立性とどちらを重視すべきか、俄かには断じがたいが、本稿では暫定的に消費者の選択の中立性に着目することとしたい。一回の生産について課税が一回きりであるべきということの論拠は私には理解しにくく、複数回の効用感得があるならば複数回の課税を認める方が、所得概念が被課税者間の負担感の配分の調整としてうまく作用するものと思われるからである。但し、消費者の選択の中立性を重視するからといって常に複数回の課税が許容されるわけではなく、利他的動機に基づく自発的移転については(原則として税率差がないものとするれば)移転者の消費に含めない(課税所得から控除する)ということになる。

4.2.5. 公正さ:恣意性の小ささ

以上の2つの効率性の観点について問題に悩んでいた時に、栗原彬の講演⁹³を拝聴する機会があった。その中で次の抜粋部分に私は興味を抱いた。

[シスター、マリア・コラレスが]夜回りで、リアカーの上で寝ている人を起こさないように、おにぎりを置いて立ち去った。しばらくして同じ場所を通りかかると男は目を覚ましていた。さっきここにおにぎりを置いた、というと、そんなものはなかった、と男。次に配るときは見えないように隠しておく、というと、男はマリアの顔をじっと見て言った。「何でそんなことをいうのか？ たまたま通りかかった人がお腹がすいていた。だから食べた。それでいいじゃないか」。

この抜粋部分が何を意味するのかについて、私は質問したものの、応答を通じても栗原の真意を掴むことに成功していない。従って以下の文章は私なりの独自の理解に基づく戯言にすぎない⁹⁴が、贈与の動機に関する興味深い逸話であると思われるのである。

この逸話を本稿の問題意識に即して理解しようとすると、マリアは本稿 4.1.4 にいう利他的動機に基づいておにぎりを渡そうとした、しかし男は、本稿 4.1.3 にいう贈与の喜びでいいじゃないか、ということでマリアをたしなめた、という趣旨のお話であると理解できる。効率性の観点(そのうち、消費者の選択に着目する場合)からは、利他か贈与の喜びかで課税方法が変わってくるというのが本稿における議論である。しかし、効率性について考える際に通常は、どちらの動機(利他と贈与の喜びと)が崇高であるかなどというような価値判断に関わる議論をしない(私もそのようなことは考えようとしてこなかった)。しかし、上の逸話が、もしも利他が(贈与の喜びより)けがらわしいという価値判断の表れであるとするならば、どのような価値判断が背後にあるのか、という興味が湧いてくるのである。少なくとも効率性の議論ではなからう。

では尊重しない】という政策を採る方向が考えられるかもしれない。しかし、本稿では機会平等・格差是正について考察する余力がないので、将来の課題としたい。

⁹³ 栗原彬名誉教授講演「排除と生存をめぐる——釜ヶ崎の可能性を考える」(2009年12月12日、立教大学法学部創立50周年記念講演会にて)。

⁹⁴ なお、本稿で以下述べる仮説はキリスト教に無理解の私が組み立てただけのものであるにすぎないが、吉村政穂より、男がマリアさんに言いたかったことは【アガペー的であるべき】ということではないか、という趣旨の指摘を受けた。アガペーは一般的には神の無償の愛を意味するとされており、特定の誰かを利するためではないという点で【利他的ではない】ということではある。しかし、贈与の喜びのモデルが想定するような贈与者自身にとっての効用を、アガペーが認めないのであるとすると(尤もそれは「効用」の語の定義次第であるという議論も生まれるかもしれない)、アガペーは贈与の喜びのモデルにも馴染まない。よって【利他は贈与の喜びに劣る】という図式は必然ではない。無償の愛(言い換えると、効用のない贈与)というのは効率性の観点から作るモデルに馴染みにくいかもしれず、現在の私の手には負えないが、将来的には、贈与の喜びに関する公正さが意味を持ちうるのか否か、また、無償の愛(効用のない贈与)についてどうモデル化するかといったことを含めて、考察するべきであるのかもしれない。

一つの仮説として私が考えたのは、これは効率性の話ではなく、公正さ⁹⁵についての話なのではないか、というものである。

特定の誰かが喜ぶことが贈与者にとっても喜びになるという利他的動機に基づく贈与の場合、贈与する者の恣意性が強く働く。贈与する者とたまたまつながりを持つ者だけが救われ、そうでない人は救われません。いわば閉じた(クローズドな)関係といえる。他方、誰がおにぎりを食べたのだとしても救われた人がいると思えばいいじゃないかという贈与の喜びに基づく贈与の場合、贈与者の恣意性が利他よりは弱くなり、より開かれた(オープンな)関係になると考えられる。これが機会平等を保障するとまではいえないが、利他よりは贈与の喜びの方が公正さが高い、と男は考えているのかもしれない。かような仮説である。

効率性の観点のうち消費者の選択に着目する場合、利他的贈与に関して贈与者の消費(課税所得)からの控除を認めず受贈者の受贈を課税所得に含めるとすれば、利他的贈与に対する負の誘因を与えることとなり、自分で使ってしまうことと比べて非効率が生ずるとするのが本稿での検討結果である。但し効率性を害すことが常に悪であるとは限らない。もしかしたら、そうした効率性の損害を上回る価値がオープンさ・公正さ等に見出せる、という議論も構築しうるのかのかもしれない。

4.3. 小括

本稿 3.3 のマトリックスにおける(あ)(い)を度外視した上で(金銭の時間的価値に課税することを認めないとした上で)、(う)(え)(贈与について贈与者の課税所得(消費)からの控除を認めないか認めるか)について整理を試みてきた。

伝統的に包括的所得概念が公平の判断基準としてきたと目される支配力の他、効率性の観点その1として資源配分の中立性について、効率性の観点その2として消費者の選択の中立性について、効率性で論じにくいかもしれない価値の一候補として公正さについて、本章の考察を元にとすると、次のようなマトリックスが考えられる。贈与者と受贈者の両方の課税所得(消費)に含めることの是非について○×をつける。最右の列は、本稿 3.3 のマトリックスにおける(う)と(え)のどちらが支持されるかである。

	贈与の喜び	利他的贈与	本稿 3.3 との関係
公平: 支配力に着目	○	○	(う)を支持
効率性: 資源配分に着目	×	×	(え)を支持
効率性: 消費者の選択に着目	○	×	(え)の中で線引き
公正さ: 恣意性の小ささに着目	×寄りの△	○寄りの△	上とは逆の線引き

伝統的な包括的所得概念(但し金銭の時間的価値に対する課税は度外視)が支配力に着目するならば、贈与は種類を問わずに消費に含めるとする(う)を支持するであろう。他方、効率性の観点のうち資源配分に着目するならば、(え)が支持されるであろう。しかし、消費の対象である生産物の一回限りの課税に拘ることの積極的な意義は弱いのではないかと本稿 4.2.4 の末尾で述べた。効率性の観点のうち消費者の選択に着目するならば、贈与の中でも一部は贈与者の課税所得(消費)から控除を認めず二重課税することが効率性に沿う場面がある、と考えられる。それが贈与の喜びの基づく贈与である。遺産動機の第三の類型である贈与の喜びについては(う)とし、第四の類型である利他的動機に基づく贈与については(え)とするのが効率性の観点(のうち消費者の選択に着目した場合)から望ましいと考え、そして第三より第四の方が多いと仮定できるならば、どちらかという(え)寄りであってその中で贈与の喜びについて線引きして切り出すということにな

⁹⁵ 公正さに人々がどのような効用を感じるか、ということ的前提として効率性の議論をすることならばあるものの、公正さ自体の価値の有無について効率性の観点から議論をすることは困難と思われる。例えば、機会平等は公正さの一つの要素と思われるが、機会平等自体の善悪について効率性の観点から議論をすることは困難であろう。

ろう。なお、遺産動機の第一の類型:本稿 4.1.1 の偶発的遺産については、(う)とも(え)とも断じ難い。

他方、もしも恣意性の小ささに着目するという公正さの観点を導入した場合に利他的贈与よりも贈与の喜びによる贈与の方が望ましいという価値判断があるのであれば、効率性の観点のうち消費者の選択に着目した場合の線引きとは逆の線引き、即ち利他的贈与については二重課税による負の誘因を与えるべきである、という発想が生まれる。二重課税を許容するかしないかについては〇とも×とも言い難いため△としているが、線引きが逆になるかもしれないという点は興味深い。

どの判断基準が採用されるべきかについては、判断基準の背後の価値判断の中の優劣を論ずる必要があるかもしれない、私の能力を超える。利他的動機に基づく場合であっても効率性以外の観点から(う)とすべきであるということがいえるかどうか(例えば財産に対する支配力という基準で充分説明されるのか、或いは他の基準が考えられるのか)については⁹⁶、将来の課題としたい。

本稿では、議論のしやすさというだけの理由で暫定的に、効率性の観点のうち消費者の選択に着目することを以下の議論における前提とするが、論証は全く済んでいないということに留意するべきである。以上をまとめると、第一の類型の遺産動機に関しては被相続人の課税所得(消費)から控除するともしないとも言い切れない。第二の類型の遺産動機に関しては消費そのものである(家庭内の役務提供による所得は非課税であるということとのバランス論に拠らない限り)被相続人の課税所得(消費)から控除すべきとは言い難い。第三の類型の遺産動機に関しては被相続人の課税所得(消費)から控除すべきとは言い難い(効率性のうち資源配分に着目する観点と恣意性の小ささを重視する観点を軽視した場合)。第四の類型の遺産動機に関しては被相続人の課税所得(消費)から概ね控除すべきである(効率性の観点のうち消費者の選択に着目する場合)。

現実の遺産には複数の遺産動機が混在していようから、もしも上の考察の通りの遺産課税を執行に配慮しつつ設計するとすれば、遺産部分について通常の消費よりやや軽めの課税をする、ということになる。もしも被相続人が賃金等を稼いだ時点で課税済みであれば、死を機に被相続人に若干の税還付をするということになる。以上は被相続人の消費についての考察であって、もしも相続人に対する課税があるならば、被相続人に対する税還付と相続人に対する課税の部分的な相殺(どちらの額が上かは場合によるであろう)ということになる(尤も、相続人がいないで被相続人の財産が国庫に帰属する場合には、被相続人に対する税還付を考える必要がない)。しかし相続人に対する課税がなされるべきかはまだ論じていないので、次章で考察する。

5. 相続人に対する課税

5.1. 遺産を受け取る人と受け取らない人の消費の比較

5.1.1. 遺産消費以外の追加的な消費

再び大富豪Aとその子C(遺産がある)、貧民Bとその子D(遺産がない)を想定する。

【消費のみに対する累進税制の設計だけで再分配を図ればよい】という発想の下では、Cが遺産を受け取っただけの時点ではCに課税するに適した状態とはいえない。Cが消費した時点で課税すべきということになる。しかし、遺産がないDが汗水たらして働いてCと同額を消費しているというような場合、CとDに消費額に応じた同額の税負担を課すというような課税方法を、人々の素朴な租税公平感は支持しないであろう。同じ消費額に応じた同額の課税をすることは水平的公平に適う、という主張は虚しい。即ち、ぐうたらCと働いているDが水平的公平を考える際と同じ状態であるとは、考えられないであろう。

どのように同じでないか、の説明について二つの筋が思い浮かぶ。第一に、Cはぐうたらしてい

⁹⁶ 対称的に、利他的動機以外の動機に基づく場合であっても公平の観点から(え)とすべきであるという場面があるかどうか、も将来の課題であるが、これは議論の余地が小さいのではないかとと思われる。

て人的資本を減耗させていないが、働いているDは人的資本を減耗させている、従ってDの方が貧しい(からCと比べて税負担を軽くすべき)という説が思い浮かぶ。第二に、Cは余暇を楽しんでいる一方、働いているDは楽しむための余暇が短い、従ってDの方が貧しいという説が思い浮かぶ。第一の説の方は人的資本というストックに着目しているところ、本稿は消費のみに対する課税を念頭に置くものであり、これはフローのみに対する課税に着目するものであるので、本稿の前提との親和性からすれば第二の説の方が議論が組み立てやすくなると思われる。

第二の筋を更に細分化すると、Cが余暇を利用して効用(帰属所得)を得ているという説明と、Dが働いている時間遊んでいれば得られた筈の効用(帰属所得)を失うという機会費用が生じているという説明が、考えられる。Cが同額の財産消費額よりプラスの消費をしていると見るか、Dが同額の財産消費額よりマイナスの消費をしていると見るか、ということである。どちらが理論的に正しいかというよりは、どこを0と考えるかというだけの違いにすぎない、と思われる。本稿では前者を念頭に置き、Cは同額の財産消費をしている他者(D)と比べて余暇が多いただけ効用が増えており、それだけ課税所得(消費)が増額される、という筋を採る。

5.1.2. 遺産と才能との比較

遺産で食べていけるCと働かなければ食べていけないDとの関係は、同じ年収(かつ同じ消費額)であるが週休6日のLと週休2日のMとの関係に類似する。Cは遺産があるだけDより豊かであり、Lは才能があるだけMより豊かである、という関係である。LとMとを比較するとLの方が豊かであるがLに重い課税をしていない(才能に対して課税していない)現状で、DよりCに重い税を課すべきといえるかは問題である。つまり、遺産と才能とを別扱いとしてよいかである。

これは、効用自体には課税せず金銭的価値で表現されるものだけに課税するという租税政策の基本について、その意義をどう理解するかによる。

第一に、効用自体を測定するのは難しく移転させることも難しいから効用に課税することを諦めているだけにすぎないという説明であるとする、才能は測りにくく移転させることも難しいが遺産は測りやすく移転しやすいという理由付けにより、CにDより重い税負担を課してよいという筋が思い浮かぶ。

第二に、効用自体を課税対象としないことに意味がある⁹⁷と、Cが余暇増大のおかげでDより高い効用を得ているCにDより重い税負担を課してはならないという筋が思い浮かぶ。第二の筋に関してしばしば言われるのは、労働者の職業選択の自由(憲法22条)である。会計士をして年収3000万円を稼ぐ能力のあるN氏が、会計士よりも演劇に興味を持ち劇団に所属しながらアルバイト年収300万円を食いつなぐという道を選ぶとする際に、アルバイト年収300万円+劇団所属によるN氏の効用が、年収3000万円による効用よりも高いことが推認されるという理由で、N氏に対し年収3000万円の賃金がある場合と同等以上の税額を課することが許容されるのかという論点である⁹⁸。もしそんな課税を許容してしまえば、N氏が後者の選択をすることが事実上不可能となってしまう。

第二の筋を論破する用意はまだできていないが、私は現在のところ第二の筋にあまり共感できない。少なくとも憲法問題として考えた場合、N氏が最大限の努力をしたならば達成できるであろう所得(本稿の前提に即せば消費)を測定することが可能であるとしたならばそれを課税標準とする

⁹⁷ しばしば言われるのは、労働者の職業選択の自由である。しかし私は職業選択の自由が余暇の効用に課税しないことの根拠となるかについてやや懐疑的である。

⁹⁸ アメリカの経済学の教科書では、弁護士・会計士をやって得る年収を諦めて学者なんて稼業をやってあげているのだ、といわんばかりの文章を見かける。確かにそういう経済学者もいるであろう。しかし私は、自分が学者でなく別の仕事をしていれば今より高い年収を得られた筈である、というだけの自信はない。

ことが違憲となるかという点、日本の裁判所の傾向⁹⁹に照らしてそのような課税を違憲と判断する可能性は低いのではないかと推測される。無論、違憲となるかどうかだけが問題の本質ではないものの、【N氏が最大限の努力をしたならば達成できるであろう所得】を課税標準とすることがあったとしても、そもそもそれも効用自体を課税しようとしているのではなく間接的に金銭的価値で表現しなおして課税しようとしているだけにすぎない。自由を重んじるという価値判断はありうるしそれによって効用自体に課税してはならないということが基礎付けられる可能性があるとしても、【効用を間接的に推定して金銭的価値で表現して課税標準の考慮に含めること】の是非には直結しないのではないかと思われる。

もしそのように考えることが許されるとすると、第一の筋か第二の筋かというよりも、遺産で食べているCの余暇増大による効用(を間接的に表現するところの帰属所得)をCの課税所得(消費)に加算することが許容されるか否か自体を論ずることになる。

5.1.3. 財産による帰属所得と余暇の帰属所得

帰属所得の典型例として想起されるのが帰属家賃である。そして帰属家賃などの帰属所得に課税するという租税制度は珍しくない¹⁰⁰¹⁰¹し、帰属家賃に課税するとはしていない日本でも帰属所得を前提にした立論をする裁判例(但し最高裁判例ではないが)¹⁰²は存在するので、帰属所得に課税することの租税政策論上の正当性について疑義はないと考えられる。

しかし全ての帰属所得について課税すべきと考えられているかは、定かでない。帰属所得の中でも、財産に関連する帰属所得は課税に馴染むとされる一方、人的資本に関連する帰属所得については課税しないということがある。例えば八百屋が売り物のトマトを自分で食べてしまった場合には所得税法・消費税法ともに売上があったものとして扱うことを要求している¹⁰³が、床屋が自分の髪を切った場合のような役務による帰属所得については課税するとの規定が見当たらない。また、私が私のために夕食を作ることによる帰属所得も課税所得に含められていない¹⁰⁴。帰属所得の中でも課税するに値するものとそうでないものがあるということであろうか。

⁹⁹ いわゆる大嶋訴訟・最判昭和 60 年 3 月 27 日民集 39 卷 2 号 247 頁その他。

¹⁰⁰ 例えばオランダについて、参照: Juhani Kesti, __, p. __ (IBFD)

¹⁰¹ 帰属家賃を所得税の体系に取り込んでいない場合であっても、固定資産税等は間接的に居住用不動産のもたらす帰属所得に課税していることと経済的には類似してくる。例えば、不動産価格の 5% 程度の家賃が発生する世界において、不動産価格の 1.5% の固定資産税が課されている場合、居住用不動産に自ら住んでいる人の帰属所得に対し 30% で課税していることと経済的には類似する。尤も、固定資産税は居住用不動産等の消費財のみならず事業用財産にも課されるので、固定資産税が帰属家賃課税を完全に機能的に代替していることには無理もある。

¹⁰² 居住用不動産取得のための借入金に対する支払利子が控除されるか否かにつき、東京高判昭和 61 年 2 月 26 日行集 37 卷 1=2 号 117 頁訟月 32 卷 10 号 2415 頁及び東京高判昭和 61 年 3 月 31 日行集 37 卷 3 号 557 頁訟月 32 卷 1 号 192 頁は、「帰属所得」という言葉を明示的に用いながら、居住後の期間に対応する利子費用の控除を否定している。しかし、民集に登載された後者の上告審判決である最判平成 4 年 7 月 14 日民集 46 卷 5 号 492 頁は、結論はほぼ同じであるものの「帰属所得」という語を用いていない。

¹⁰³ 所得税法 39 条はたな卸資産等の自家消費の場合の総収入金額算入を規定するが、「たな卸資産」に限定されているため、床屋の役務は含まれない。消費税法も 4 条 4 項 1 号が「棚卸資産」等の家事消費について規定している。

¹⁰⁴ 尤も、役務による帰属所得が徹頭徹尾租税政策論において無視されているとも言い切りがたい。とりわけ、独身世帯と夫婦世帯に対する課税をどう設計するかにあたり、家事による帰属所得は考慮されることが多いと見受けられる。例えば、オールドマン・テンプレの法則に関して、参照: 水野忠恒『租税法』__頁()。

人的資本(役務)による帰属所得は算定しにくいから課税所得に算入していない、という説明が考えられる。しかし、床屋の役務を思い浮かべると、帰属所得が算定しにくいという説明の説得力は乏しい¹⁰⁵。弁護士が自分のために裁判をしたという場合についても、時間管理を徹底している弁護士であれば帰属所得の算定の困難はそれほど大きくない。そして余暇についても、(遺産が多くてぐうたらできる場合の算定に関する後述の困難さはともかく、少なくとも才能が豊かである人にとっての)余暇の効用は、その人の時給が分かれば、【時給×余暇の時間】(正確に言えばその時間働いていれば得られたであろう収入¹⁰⁶であるので、本業と同じ時給を当てはめてよいということではない)がその人にとっての余暇の効用の最低値であると推定できる。これを帰属所得として間接的に金銭的価値で表現しようとするればやはり【時給×余暇の時間】となる。

以上のように考えてくると、財産による帰属所得は課税所得算定に当たり考慮するが人的資本(役務)による帰属所得は考慮しないということの根拠は(把握可能性以外では)定かではなく、余暇の効用(それを間接的に金銭的価値で表現する帰属所得)を課税所得算定に当り考慮してはならないとも言い切りがたいのではないかと考えられる。そして、遺産を把握しそこから余暇の増大による効用・帰属所得を算出することも、課税の効率性・公平の観点からは望ましいことといえるのではなかろうか。

尤も、遺産があることによる余暇の増大とその効用・帰属所得の算定についてはやはり困難もある。余暇の効用の最低値が【時給×余暇の時間】であるという計算式を前提とすると、では遺産を当てにして全く働かない人については【時給=0 或いは極めて低額】と考えられるので、余暇の効用を【時給×余暇の時間】で算出すると低くなるということになる。ここでは、余暇を楽しんでいる時点だけに着目して【時給×余暇の時間】の式を当てはめるのではなく、富豪Aの遺産を期待できる子Cであっても、Cが幼少期からそれなりに人並みの努力をしていたならば達成できたであろう時給を想定する、など或る程度の規範的な調整が要請されよう。

5.2. 便法としての相続課税

5.2.1. 相続課税のタイミング

遺産に頼るぐうたらなCと遺産に頼れない勤勉なDが同額の財産消費をしているとすればその財産消費だけに関してはCとDとで課税を変える必然性がないが、遺産による余暇の増大を考慮に含めることが許されるとすれば、CにDより追加的な租税負担を課すことが正当化される、というのが前節での議論である。しかし、余暇を楽しんでいる時点でCの課税所得を算出するのは容易でない。Cが遺産を使い尽くすという前提ならば、Cが遺産を受け取った時点で遺産自体をCの課税所得に含むことも、便宜的な計測方法として正当化されるであろう。とすると、【消費のみに対する累進税制の設計だけで再分配を図ればよい】という発想の下でも、幾つかの想定(Cは遺産を使い尽くす、Cに遺産があることでCは余暇を多く楽しむ、遺産がある故の余暇の多さによる効用・帰属所得は課税所得に含めてよい、多い余暇を楽しむ時点まで課税を待たなくてもよい)の下では、結局のところCの遺産に対して消費時まで待たずに課税することを正当化することは不可能とまではいえないと考えられる。

しかし、遺産を課税標準に含めて相続時点でCに課税してしまうのはあくまで便法にすぎないという位置付けになる。Cが遺産を使い尽くさないという想定の場合には相続時点での課税は正当化しがたい。典型例としては、代々続く老舗の事業資産の相続が考えられる。Cが受け継いだ遺産

¹⁰⁵ 算定の困難というよりも、トマトの自家消費と床屋役務の自家消費とでは、その事実把握可能性について違いがあるということであるのかもしれない。

¹⁰⁶ なお、余暇における自家労働の帰属所得はこのように算出されない。例えば、時給 2 万円の弁護士が、時給 1000 円のバイトを 2 時間雇ってできる芝刈りを自分で 3 時間かけて行なった場合の帰属所得は、1000 円×2 時間=2000 円と説明される。これは、効率性ではなく公平の観点に基づいているからであると考えられる。

をほぼそのまま子孫に引き継がせる場合、Cが遺産を受け取ってもCの効用・帰属所得がDより増えたことにはならない(才能の違いがないとすれば、Cの余暇がDより多いわけではなかろう)から、消費額を越えた遺産そのものに対する課税はどの時点でも正当化されない¹⁰⁷。

なお、住宅等の消費財についてはかような想定は当てはまりにくい。住宅のもたらす帰属所得が毎年Cの課税所得に算入されるならば¹⁰⁸住宅の相続についてCに課税するべきとは考えられないが、そうでなければ住宅の相続についてCに課税することは正当化されうる¹⁰⁹。

ところで、遺産を徐々に使っていくタイミングで徐々に課税していく代わりの便法として相続時点に課税してしまうというのは、課税のタイミングが一点に集中してしまうことで却って課税逃れ(合法・違法含めて)の誘因を高めてしまっているかもしれない¹¹⁰。本来の課税のタイミングに従い、長期にわたり薄く課税し続ける¹¹¹方が、課税逃れがしにくくなるかもしれない。

5.2.2. 相続課税の税率構造

遺産そのものが消費される時点で相続人の所得として相続人に課税することに加えて、相続人の余暇の増大を相続人の課税所得に算入すると考える場合、例えば1000を相続することによって余暇の増大による課税所得増大分が1000あるとは考えにくい。相続課税が正当化されるとしても、相続税率は所得税率より低くあるべきということになるのではなかろうか。

また、相続財産が極端に多額である場合、相続財産が1単位増えることによる限界的な余暇の増大(限界的な課税所得増大)は小さいのではないかと直感的には推測される。例えば、AがCに1億円遺すか1億1000万円遺すかの違いがCの余暇に与える影響の方が、AがCに100億円遺すか100億1000万円遺すかの違いがCの余暇に与える影響よりも、大きいのではないかと、つまり遺産が増えることによるCの追加的な所得は逡減していくのではないかと¹¹²、と推測される。もしこの推測が正しいとすれば、【消費のみに対する累進税制の設計だけで再分配を図ればよい】という発想の下での所得税制が累進税制として設計されても、相続税制は累退税制として設計されることになるのではなかろうか。

更に、本稿4.3において、被相続人が賃金を得ていた時点で(消費時まで待たずに)課税されて

¹⁰⁷ いわゆる事業承継税制は、このような観点からならば正当化可能かもしれない。

¹⁰⁸ 註100参照。

¹⁰⁹ この観点からは、租税特別措置法69条の4の小規模宅地特例(住宅相続の場合の評価が20%程度になる)のような措置は、住宅の帰属所得が課税所得に算入されていない日本では、正しく優遇措置であると位置付けられよう。

¹¹⁰ 課税逃れの誘因を高めることと、課税庁の努力を高めることと、どちらが強く効くかは定かでない。

¹¹¹ 薄く課税していくことと関連して、包括的所得概念支持者の金子宏が薄い資産課税を提唱している。金子宏「所得税の構造上の問題点の検討と所得税制度の改革の動向—OECD租税政策研究シリーズ13号『個人所得税の抜本的改革』(2006年)の紹介と検討—」税研143号82頁(2009.1)。資産に低い税率(例えば2%)で課税することは、資産の増加率が年5%であると仮定すると、資産所得に40%で課税することと同じ効果を持つ。例としてオランダ所得税のボックス3(資産全般に対するみなし所得課税)がある。これは、相続など特定のイベント時に課税を集中させることで課税逃れを誘発することを避けるという観点からは魅力的に映る。しかし、元が包括的所得概念であり、貯蓄を消費より不利に扱うことは変わらないので、金銭の時間的価値に課税することを支持しない本稿の前提(【消費のみに対する累進税制の設計だけで再分配を図ればよい】という前提)に照らすと、【課税逃れを誘発しにくいかもしれない】ということ以外は支持の理由になりがたいと思われる。

¹¹² あまり多額でない遺産、例えば現在の相続税法15条の基礎控除の範囲内では、逡増するのか逡減するのか、直感的にはよく分からない。

いた場合、被相続人にとって遺産の全てが消費に当たるとは言い切れないとするとは限らないとするならば、被相続人の死を期に若干の税還付があるべきと考えられるということを論じた。これと、相続人の遺産相続による余暇の増大に対する課税を組み合わせるならば、なおのこと、相続税率は所得税率よりも低めに(マイナスまでいくかはともかく)設定されるべきということが考えられる。

5.2.3. 相続課税の課税権の国際的配分

¹¹³日本の相続税法は、基本的には相続人・受贈者が日本に住所を有している場合¹¹⁴に全世界財産の相続・受贈について日本の課税権を及ぼしている。相続人・受贈者が日本に住所を有していない場合には日本所在財産(相続税法 [10条](#)参照)についてのみ相続・受贈に課税している。そして、国際的二重課税が生じる場合について相続税法 20 条の 2 及び 21 条の 8 が外国税額控除(在外財産に対する相続税額/贈与税額の控除)を規定している。これらは、所得課税における居住者に対する全世界所得課税と非居住者に対する国内源泉所得課税の類推であるかのようである。

しかし、所得課税と同じように課税権の国際的配分を考えねばならないかということの理論的根拠は乏しいように思われる。例えば、相続人・受贈者に対して課税するという遺産取得課税方式¹¹⁵であっても、相続人・受贈者の住所が基準にならなければならないとの根拠があるかという、そうではない例もある¹¹⁶。

¹¹³ 相続の国際課税問題については、参照:赤松晃「米国モデル相続税条約の示唆——遺産取得税方式の純化と国際課税の側面——」租税研究 711 号 158 頁(2009.1);小林尚志「相続・贈与に係る国際的二重課税—外国税額控除の在り方を中心として—」税大論叢 59 号;横浜国際租税法研究会「1982 年 OECD モデル相続税条約」租税研究 618 号 99 頁;OECD Model Double Taxation Convention on Estate and Inheritance and on Gifts; US Model Estate, Inheritance and Gift Tax Convention (1977,1979, 1980);柴由花「相続税と所得税の統合—課税ベースからの考察—」横浜国際社会科学 8 巻 1 号 83 頁(2003);宮本十至子「国際相続・贈与をめぐる課税問題についての研究ノート」税研 145 号 108 頁(2009.5);矢内一好「国際相続の税務」税研 139 号 27 頁(2008.5);天野史子・長谷川浩子「ドイツとフランスにおける遺産取得課税(上下)」国際税務 29 巻 8 号 86 頁・9 号 71 頁(2009)等々。

¹¹⁴ 平成 12 年改正で範囲が拡張されている(相続税法 1 条の 3 第 2 号)。ドイツ・ベルギー等でも似た拡張(「5 年ルール」と呼ばれているようである)があるそうであると、München 大学の Alexander Rust より教示を頂いた(ベルギーでは 2001 年 7 月 13 日法により、2002 年 1 月 1 日施行だそうである)。詳しくは Seminar "Residence of Individuals under Tax Treaties and EC Law" at Milan, 23 November 2009 の書籍化を待つ。日本に住所を有するかの判定に関して、参照:否定例としていわゆるユニマツ事件・東京地判平成 19 年 9 月 14 日判タ 1277 号 173 頁東京高判平成 20 年 2 月 28 日判タ 1278 号 163 頁;肯定例としていわゆる武富士事件・東京地判平成 19 年 5 月 23 日訟月 55 巻 2 号 267 頁・東京高判平成 20 年 1 月 23 日訟月 55 巻 2 号 244 頁判タ 1283 号 119 頁(未確定)。

¹¹⁵ 参照:水野忠恒「遺産取得課税方式への変更は社会環境の変化に伴う時代の要請」税理 2008 年 10 月 2 頁。

¹¹⁶ たまたまスイスの相続税について調べる機会を頂いたが(海外住宅・不動産税制研究会編著・財団法人日本住宅総合センター出版予定の『(仮題)各国の相続税制(?未確認)』に掲載予定)、スイスでは相続税・贈与税は特別な所得課税と意識されており、多くの州が相続人・受贈者に対して課税するという遺産取得課税方式を採用している。それでも、州際課税問題として、相続人・受贈者の最後の住所・贈与時の住所がある州が課税権を有するとされている。但し不動産については不動産所在地州が課税権を有し、二重課税調整は原則として累進留保付免除制度とされている。参照:Markus Weber, DIE BESTEUERUNG VON NIESSBRAUCH UND NUTZNIENSSUNG IN DEUTSCH-SCHWEIZERISCHEN ERB- UND SCHENKUNGSFÄLLEN : Erbschaft- und

また、所得課税における源泉課税管轄権と同様の発想で財産所在地国に課税権を配分することに理論的根拠があるのか、についても疑問が湧く。本稿で論じたように相続課税は相続人の余暇の増大に対する課税を便法的に行なっているにすぎない、という形で相続税を設計する場合、所得発生源は相続人が余暇を楽しんでいるところ(一般的には相続人の居住地)であろう。相続財産所在地国の課税権は、財産を消費に当てる際の通常の所得発生地として位置付けられ、相続課税において独自の意味を持たなくなるとも感がえられる。もっとも、財産所在地国の行政サービス等によって財産の価値が維持され、それが相続人の余暇の増大にも寄与しているとすれば、財産所在地国の相続税課税権も肯定されるかもしれない¹¹⁷。

いずれにせよ、相続税・贈与税の国際的課税管轄権配分について所得課税の類推をしてよいのか疑問も生じうるということであるが、まだ十分な考察にはいたっていないため、将来の課題としたい。

5.3. 機会平等・格差是正の観点

機会平等・格差是正の観点から相続課税を強化すべきであるという主張を見かけることがある¹¹⁸。しかし本稿 5.1 では機会平等・格差是正を等閑視しており、本稿 4.2.5 で恣意性の小ささについて僅かに触れたにすぎず、しかも本稿 4.2.5 の考察によっても遺産について被相続人・相続人のどちらかに対する重課が正当化されるというほどでもない。

Cに遺産があることでDと比べてスタート地点で有利すぎるのではないか、という疑問も湧く。しかし、【消費のみに対する累進税制の設計だけで再分配を図ればよい】という発想の下では、スタート地点の有利不利は考慮するに値せず、結局は消費に対する累進税制の設計次第であると返答されると思われる。本稿 5.1 で述べたように遺産についてCの課税所得として課税することを正当化しようとする場合であっても、機会平等・格差是正の観点から遺産に特に重い課税をすべきということは導きたいと思われる。つまり、相続税 0%論・100%論どちらの極論も導かれず、Cの通常の所得税率より低い税率で課税されるという穏当な落とし所がある、と考えられる。

6. まとめ

- 一般に素朴な租税公平感(金銭の時間的価値に課税することを支持する)と思われがちであるが、年金受給権と年金の扱い(相続課税と雑所得課税)等の例に照らせば、素朴な租税公平感(寧ろ金銭の時間的価値に課税することを支持しない)と思われる。理想論のレベルにおいても、金銭の時間的価値に課税する包括的所得概念は維持し難いと思われる。
- 消費型所得概念は金銭の時間的価値に課税しない。通常は贈与等を消費に含めないものが想定されるが、金銭の時間的価値に課税しないことと必ずしもリンクするわけではない。贈与等の自発的移転を消費に含めるべきか否かについては、どちらの考え方もありうる。
- 消費のみに対する課税を前提とするとして、遺産について被相続人の課税所得から除外すべきかについては、遺産動機(第一の類型:偶発的遺産、第二の類型:交換的遺産、第三の類型:贈与の喜び、第四の類型:利他的遺産)ごとの違いがある。
- 自分で使ってしまうという消費と贈与等自発的移転とを区別するか否かについては、区別の基準に際してどのような価値判断を重視するか(に)依存する。包括的所得概念のように支配力に着目した公平の基準を設定すると、自発的移転は課税所得(消費)から控除されない。逆に、公平の中

Schenkungsteuer bei der Übertragung unternehmerisch gebundenen Vermögens (Lang, Peter Frankfurt, 2002)の 226 頁。例えばチューリッヒ州の[相続・贈与税法](#)(Erbchaft- und Schenkungsteuergesetz: ESchG-ZH 1986)に関しては 2 条 1 項参照。なお、国際課税に関しては連邦の締結した租税条約による制約を受けることがある。

¹¹⁷ 神山弘行の教示による。

¹¹⁸ 包括的所得概念を前提としても消費型所得概念を前提としても、現在の相続課税は軽すぎる、という評価はありうる。

での一つの資源が一回だけ課税されるべきという発想に拠る場合または効率性のうち資源配分の中立性に着目する場合、自発的移転は課税所得(消費)から控除される。効率性のうち消費者の選択の中立性に着目する場合、自発的移転の中で贈与の喜びに基づくものは課税所得(消費)から控除されず、利他的動機に基づく場合は控除される。

●消費型所得概念を前提としても、遺産について相続人に課税することは、遺産による余暇の増大(による効用・帰属所得)を課税所得(消費)に追加的に参入するということが考えられる。才能を受け継ぐこと(非課税)との扱いとの違いが許容されるならば、遺産課税は概ね正当化可能と思われる。但し税率は通常の所得税率より低く設定されるべきであろう。また、代々続く老舗の事業資産を子孫に引き継がせる場合など、相続人が遺産を受け取っていても余暇を増大させていない(追加的な効用・帰属所得はない)という類型も少なからずあると思われる。

●遺産について相続人に課税することが許容されるとしても、本来は長期にわたり薄く課税していくことが理想である。相続時点で課税してしまうという便法によるか、それが課税逃れを誘発するかもしれないという短所を重視するかといった考察となる。

●消費のみに対する課税で再分配を理想的にすることができるならば、機会平等・格差是正の観点だけでは新たな課税根拠とはなりにくいと思われる。